

令和5年度

全国知的障害児入所施設 実態調査報告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
児童発達支援部会

は じ め に

2024年1月1日に石川県能登半島で発生した地震により、多くの方々が大切なものを失い、今もなお困難な状況に直面していることに対しまして深くお見舞い申し上げます。一日も早い復興と被災者の方々の安全と健康を心より願っています。

本報告書は、日本知的障害者福祉協会に加入する障害児入所施設225施設のうち、回答をいただいた156施設の令和4年度の実績についての調査報告です。お忙しい中、本調査にご協力をいただいた皆様に感謝申し上げます。

今年度の調査においては、昨年度（令和4年度）の調査結果と比較すると、年齢超過児童の移行が促進され、児童福祉施設としての適正化が進んでいることがわかりました。

経過的障害者支援施設の指定を受けていない施設については、昨年度調査（68.4%）からさらに増えて71.8%となり、年齢超過児童の移行を進めていることがわかります。在所延長児童についても、令和3年度調査478人から令和4年度調査363人、今年度の調査では228人となり過去の調査において最も少ない人数となっています。一方で、少子化の進行等により、定員を充足（100%以上）している施設は20施設（令和4年度調査26施設）に減少しました。「在所延長規定の廃止に伴う今後の施設整備計画」における「今後の児童施設の定員」でも「児童施設の定員を削減する」施設が9か所にのぼり、削減予定数は令和4年度調査113人から今年度調査249人と大幅に増加しました。これらの結果から多くの施設が厳しい経営状況にあることが推察され、今後の事業運営に大きな課題となることを示唆しています。

在籍する児童の措置率については、東海地区が83.9%（令和4年度調査81.5%）に対して、東北地区は48.7%（令和4年度調査34.5%）、中国地区は71.0%（令和4年度調査48.5%）という結果となり、令和4年度調査の状況と比較すると地域間格差が改善される方向に進んでいるようにも見えますが、依然として格差が生じている状況が続いています。（全国平均の措置率は、令和4年59.2%→令和5年64.7%）。入所の理由をみると、家族の状況では、「保護者の養育力不足」が最も多く48.8%（令和4年度調査44.9%）、「虐待・養育放棄」が37.6%（令和4年度調査34.7%）となっており、入所児童の多くが厳しい生活環境におかれていることがわかりました。これらの児童たちに対して、より一層の「心に寄り添う丁寧な支援」が求められます。

本報告書を通じて、障害児福祉のさらなる充実に向けた施策提言を行い、より質の高い支援が提供されるよう、関係者一丸となって取り組んでいくことが求められています。本報告書が障害児福祉の充実に少しでも寄与できることを願っています。

令和6年3月

児童発達支援部会

副部会長 寶子丸 周吾

目 次

はじめに.....	77
調査経過.....	80
I 施設の状況.....	81
1. 施設数	
2. 設立年代	
3. 経過的障害者支援施設の指定状況	
4. 児童の出身エリア	
5. 定員の状況	
6. 在籍の状況	
(1) 在籍数	
(2) 在籍率	
7. 措置・契約の状況	
II 児童の状況.....	88
1. 年齢の状況	
(1) 在籍児の年齢の状況	
(2) 在所延長児童の状況	
(3) 入所時の年齢	
2. 在籍期間	
3. 入所の状況	
(1) 入所児数	
(2) 一時保護が必要とされた児童の受け入れ状況	
(3) 入所の理由	
(4) 虐待による入所の状況	
4. 退所の状況	
(1) 退所児数	
(2) 入退所の推移	
(3) 進路の状況	
5. 家庭の状況	
(1) 家庭の状況	
(2) 帰省・面会の状況	
6. 就学の状況	
7. 障害の状況	
(1) 障害程度の状況	
(2) 重度認定の状況	

(3) 重複障害の状況	
8. 行動上の困難さの状況	
9. 医療対応の状況	
(1) 医療機関の受診状況	
(2) 服薬の状況	
(3) 入院の状況	
(4) 契約制度の影響	
Ⅲ 施設の設備・環境と暮らしの状況	111
1. 施設建物の形態	
2. 居住スペースと生活支援スタッフの構成	
(1) 生活単位の設置数	
(2) 専任スタッフ数	
(3) 児童と直接支援職員の比率	
3. 「自活訓練事業」の実施状況	
Ⅳ 地域生活・在宅サービスの状況	116
1. 障害児等療育支援事業の実施状況	
2. 短期入所事業の実施状況	
3. 日中一時支援事業の実施状況	
4. 福祉教育事業の実施状況	
5. 地域との交流	
Ⅴ 施設運営・経営の課題	121
1. 施設の運営費	
(1) 加算の認定状況	
(2) 自治体の補助の状況	
2. 在所延長規定の廃止に伴う今後の施設整備計画	
(1) 障害者支援施設の指定状況	
(2) 今後の対応方針	
(3) 今後の児童施設の定員	
(4) 障害種別の一元化に向けた対応	
3. 在所延長している児童の今後の見通し	
4. 児童相談所との関係	
(1) 措置後の児童福祉司等の施設訪問	
(2) 児童相談所との連携	
(3) 18歳以降の対応	
5. 利用者負担金の未収状況	
6. 苦情解決の実施状況	
調査票C	128

調 査 経 過

本調査は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会の会員である知的障害児施設に対して調査票を送付して回答を得た結果の報告である。

調査対象 本会に加入する障害児入所施設（福祉型・医療型）（222施設）に送付

調 査 日 令和5年6月1日

回 答 数 156施設 回収率 70.3%

○調査データは、令和5年6月1日を基本とし、令和4年度（2022.4.1～2023.3.31）の実績を対象としている。

○割合は、原則として小数第2位以下四捨五入で表示している。基礎数は回答施設数、定員、在籍数とし、必要に応じて設置主体別の数を基礎として比較している。

○設置主体は、公立公営（事業団含む）、公立民営、民立民営に分類し、データ報告については、公立と民立に分けているが、この場合の公立は、公立公営・公立民営を総称している。

○地区区分は、協会の地区区分により9地区に分けて整理している。

○児童福祉法対象年齢を超えた満18歳以上については、年齢超過児ないし過齢児と記している。

○「令和4年調査」「前年度調査」の表記は、令和4年度全国知的障害児施設・事業実態調査報告をさし、「全国調査」は調査・研究委員会が取りまとめた全国知的障害児者施設・事業実態調査を引用している。

○総数と内訳の合計数が一致しない項目があるが、不明処理等によるものである。

○項目間により総数に不一致が見られることがあるが、各々の項目の有効回答を最大限活かして集計したためである。

I 施 設 の 状 況

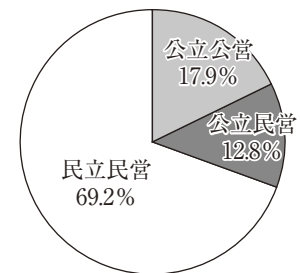
回答施設県別一覧

地区		都道府県	対象 施設数	回答 施設	回収率	定員	現員	うち 措置	契約	充足率	措置率	令和4年 充足率	令和4年 措置率
北海道	1	北海道	11	10	90.9	352	309	200	109	87.8	64.7	89.5	59.7
東 北	2	青 森	6	5	83.3	95	58	17	41	61.1	29.3	73.1	28.4
	3	岩 手	3	3	100	110	90	42	48	81.8	46.7	82.5	27.3
	4	宮 城	1	1	100	60	49	35	14	81.7	71.4	0	0
	5	秋 田	3	3	100	35	31	14	17	88.6	45.2	100	20
	6	山 形	3	2	66.7	60	33	6	27	55.0	18.2	56.7	5.9
	7	福 島	7	5	71.4	155	96	60	36	61.9	62.5	65.8	48.0
		小計	23	19	82.6	515	357	174	183	69.3	48.7	70	34.5
関 東	8	茨 城	7	5	71.4	150	135	82	53	90	60.7	96.4	68.1
	9	栃 木	4	2	50.0	35	31	30	1	88.6	96.8	92	89.1
	10	群 馬	3	3	100	106	94	57	37	88.7	60.6	92.5	43.9
	11	埼 玉	5	5	100	215	144	101	43	67.0	70.1	76.5	73.8
	12	千 葉	9	6	66.7	162	134	95	39	82.7	70.9	83.3	91.7
	13	東 京	6	5	83.3	350	243	137	106	69.4	56.4	80.8	40.9
	14	神奈川	15	7	46.7	320	262	192	70	81.9	73.3	88.5	59.4
	15	山 梨	1	1	100	70	28	21	7	40	75.0	41.4	75.9
	16	長 野	1	1	100	30	26	0	26	86.7	0	96.7	48.3
東 海		小計	51	35	68.6	1,438	1,097	715	382	76.3	65.2	84.7	60.1
	17	静 岡	9	6	66.7	205	148	126	22	72.2	85.1	67.9	70.1
	18	愛 知	7	4	57.1	200	146	131	15	73	89.7	79.5	94.3
	19	岐 阜	2	1	50	30	24	21	3	80	87.5	83.3	84
	20	三 重	4	3	75	80	68	46	22	85	67.6	75.6	72.1
北 陸		小計	22	14	63.6	515	386	324	62	75.0	83.9	74.8	81.5
	21	新 潟	8	6	75	103	68	35	33	66.0	51.5	65.5	67.3
	22	富 山	2	2	100	100	44	30	14	44	68.2	51	66.7
	23	石 川	4	2	50	40	27	8	19	67.5	29.6	8.6	50
	24	福 井	1	1	100	20	17	11	6	85	64.7	100	60
近 畿		小計	15	11	73.3	263	156	84	72	59.3	53.8	48.2	65.2
	25	滋 賀	4	4	100	406	83	49	34	20.4	59.0	23.3	49.5
	26	京 都	3	0	0	0	0	0	0	0	0	93.6	37.9
	27	大 阪	8	5	62.5	240	220	161	59	91.7	73.2	79.2	89.8
	28	兵 庫	9	5	55.6	141	125	89	36	88.7	71.2	95.8	81.3
	29	奈 良	2	2	100	106	65	52	13	61.3	80	62.3	0.0
中 国	30	和歌山	2	2	100	80	68	44	24	85.0	64.7	92.5	64.9
		小計	28	18	64.3	973	561	395	166	57.7	70.4	60.6	62.0
	31	鳥 取	2	2	100	59	24	16	8	40.7	66.7	40	67
	32	島 根	6	5	83.3	98	58	39	19	59.2	67.2	63.0	63.5
	33	岡 山	4	3	75	110	73	57	16	66.4	78.1	67.3	81.1
	34	広 島	10	5	50	101	81	63	18	80.2	77.8	89.1	26.9
四 国	35	山 口	2	1	50	40	40	21	19	100	52.5	100	62.5
		小計	24	16	66.7	408	276	196	80	67.6	71.0	76.0	48.5
	36	徳 島	3	2	66.7	100	83	50	33	83.0	60.2	81	64.2
	37	香 川	2	2	100	56	38	29	9	67.9	76.3	67.9	71.1
	38	愛 媛	5	4	80	130	29	12	17	22.3	41.4	65	17.9
	39	高 知	2	1	50	10	7	7	0	70	100	90	100
九 州		小計	12	9	75	296	157	98	59	53.0	62.4	73.9	56.9
	40	福 岡	6	3	50	120	100	76	24	83.3	76.0	87.5	79.0
	41	佐 賀	2	2	100	70	39	21	18	55.7	53.8	50	45
	42	長 崎	2	1	50	40	35	0	35	0	0	0	0
	43	熊 本	8	6	75	195	138	84	54	70.8	60.9	77.9	60.1
	44	大 分	3	2	66.7	50	48	19	29	96.0	39.6	90	46.3
	45	宮 崎	4	4	100	140	103	64	39	73.6	62.1	74.3	69.2
	46	鹿児島	7	4	57.1	68	68	35	33	100	51.5	95	36.8
九州	47	沖 縄	4	2	50	34	19	4	15	55.9	21.1	63.0	32.4
		小計	36	24	66.7	717	550	303	247	76.7	55.1	80.0	56.9
総計			222	156	70.3	5,477	3,849	2,489	1,360	70.3	64.7	74.0	59.2

調査全般において、障害児入所施設から障害者支援施設への移行、もしくは施設の閉鎖等の大きな変動が起こっている時期であり、前年度との比較による分析が難しくなっている項目があることを踏まえての調査結果の分析とする。

1. 施設数

〔表1〕は調査対象222施設のうち、回答のあった156施設の状況である。設置主体別では、児童福祉法の施行当初から昭和50年代までに公的責任において自治体が施設を設置してきた背景から公立施設が全体に占める比率が高かったが、近年は指定管理制度、民間委譲が徐々に進んできている。しかしながら、地区別では北陸が公立施設の割合が高くなっている。



設置主体別の状況

表1 施設数

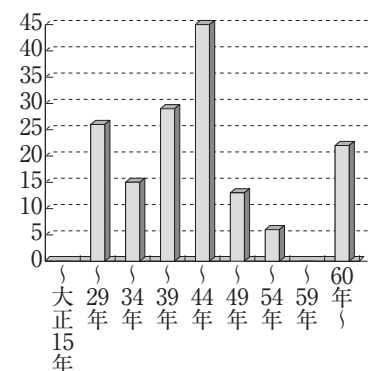
	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
計	156		10	19	35	14	11	18	16	9	24
%	100		6.4	12.2	22.4	9.0	7.1	11.5	10.3	5.8	15.4
公立公営	28	17.9	2	7	2	4	6	3	1	1	2
公立民営	20	12.8	0	2	10	1	2	2	0	0	3
民立民営	108	69.2	8	10	23	9	3	13	15	8	19
※地区別民立施設比率			80.0	52.6	65.7	64.3	27.3	72.2	93.8	88.9	79.2

2. 設立年代

設立年代〔表2〕では、昭和30年から49年の約20年間に102施設が設立され、50年代前半で施設設置は概ね済んだといえる。その後に、昭和60年以降に22施設が設立されている。

表2 設立年代

	施設数	%
～大正15年	0	0
昭和元年～29年	26	16.7
昭和30年～34年	15	9.6
昭和35年～39年	29	18.6
昭和40年～44年	45	28.8
昭和45年～49年	13	8.3
昭和50年～54年	6	3.8
昭和55年～59年	0	0
昭和60年～	22	14.1
計	156	100



3. 経過的障害者支援施設の指定状況

表3 経過的障害者支援施設の指定状況

	施設数	%
指定を受けている	44	28.2
指定を受けていない	112	71.8
計	156	100

経過的障害者支援施設の指定状況〔表3〕は、「指定を受けている」施設は44施設（28.2%）,「指定を受けていない」施設が112施設（71.8%）となることから、年齢超過児童の地域生活移行が促進され、近年は児童福祉施設として適正化が図られている。

4. 児童の出身エリア

措置及び支給決定している児童相談所の数〔表4〕は、前年度調査と比較して大きな変化はなかった。

児童相談所については、令和5年4月1日現在、都道府県、政令指定都市等、全国に232か所あり、10か所以上（東京17、神奈川15、愛知13、大阪10）設置する大都市部を除けば、児童相談所が4か所以下の都道府県は29か所（61.7%）となっている。

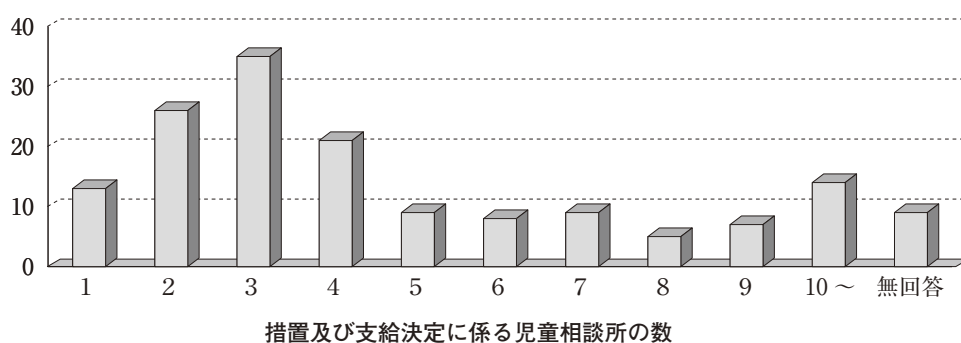


表4 措置及び支給決定している児童相談所の数

か所数	施設数	%
1 か所	13	8.3
2 か所	26	16.7
3 か所	35	22.4
4 か所	21	13.5
5 か所	9	5.8
6 か所	8	5.1
7 か所	9	5.8
8 か所	5	3.2
9 か所	7	4.5
10か所～	14	9.0
無回答	9	5.8
計	156	100

都道府県の数〔表5〕では、1都道府県が92施設（59.0%）と最も多く、次いで2都道府県が32施設（20.5%）となっている。

表5 都道府県の数

	施設数	%
1 都道府県	92	59.0
2 都道府県	32	20.5
3 都道府県	12	7.7
4 都道府県	4	2.6
5 都道府県以上	6	3.8
無回答	10	6.4
計	156	100

出身区市町村の数〔表6〕では、「1～5区市町村」と「6～10区市町村」が合わせて86施設（55.1%）となり半数近くを占める。

表6 出身区市町村の数

	施設数	%
1～5 区市町村	36	23.1
6～10 区市町村	50	32.1
11～15 区市町村	32	20.5
16～20 区市町村	7	4.5
21～25 区市町村	9	5.8
26～30 区市町村	3	1.9
31 区市町村～	3	1.9
無回答	16	10.3
計	156	100

5. 定員の状況

回答施設の定員数〔表7〕の総計は5,477人、1施設あたりの平均定員数は35.1人、設置主体別では公立系は2,041人（37.3%）、民立は3,436人（62.7%）であった。

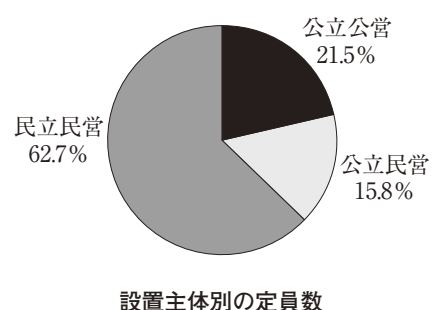


表7 定員数

	定員計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
定員数	5,477	—	352	515	1,438	515	263	973	408	296	717
%	—	100	6.4	9.4	26.3	9.4	4.8	17.8	7.4	5.4	13.1
公立公営	1,175	21.5	57	190	154	215	173	236	45	35	70
公立民営	866	15.8	0	75	531	50	30	100	0	0	80
民立民営	3,436	62.7	295	250	753	250	60	637	363	261	567
* 民立定員比率 (%)			83.8	48.5	52.4	48.5	22.8	65.5	89.0	88.2	79.1

定員規模別施設数〔表8〕は、定員11人～29人の施設数が41施設（26.3%）と最も多く、次いで定員30人の施設が40施設（25.6%）であった。

表8 定員規模別施設数

	施設数	%	公立	%	民立	%
～10人	16	10.3	4	8.3	12	11.1
11～29人	41	26.3	8	16.7	33	30.6
30人	40	25.6	13	27.1	27	25.0
31～40人	22	14.1	4	8.3	18	16.7
41～50人	15	9.6	7	14.6	8	7.4
51～70人	12	7.7	6	12.5	6	5.6
71人以上	10	6.4	6	12.5	4	3.7
計	156	100	48	100	108	100

6. 在籍の状況

(1) 在籍数

在籍数〔表9〕は、3,849人（定員5,477人）である。設置主体別では、公立公営735人（19.1%）、公立民営586人（15.2%）、民立民営2,528人（65.7%）であった。

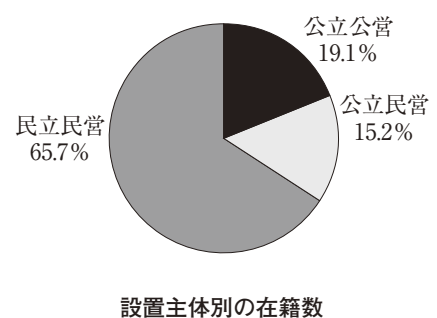


表9 在籍数の状況（全体）

		計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
在籍数	男	2,662	69.2	214	259	790	247	115	376	171	111	379
	女	1,187	30.8	95	98	307	139	41	185	105	46	171
	計	3,849	100	309	357	1,097	386	156	561	276	157	550
公立 公営	男	504	68.6	24	87	64	105	70	102	10	18	24
	女	231	31.4	13	38	26	58	23	50	6	6	11
	計	735	100	37	125	90	163	93	152	16	24	35
公立 民営	男	380	64.8	0	43	234	18	9	40	0	0	36
	女	206	35.2	0	12	123	15	5	30	0	0	21
	計	586	100	0	55	357	33	14	70	0	0	57
国立 民営	男	1,778	70.3	190	129	492	124	36	234	161	93	319
	女	750	29.7	82	48	158	66	13	105	99	40	139
	計	2,528	100	272	177	650	190	49	339	260	133	458

(2) 在籍率

〔表10〕充足率（定員比）の状況・〔表11〕設置主体別充足率について、回答施設数全体の充足率は70.3%となっている。

充足率90%以上の施設は46施設（29.5%）となっている。他の第一種社会福祉事業の児童福祉施設のように定員払いではなく現員払いであることから、充足率90%を下回る多くの施設が厳しい経営状況にあることが推察される。

法人内の繰り入れでカバーをしているのか、児童の受け入れに合わせて職員もダウンサイズをして保っているのかなど、経営実態等についての調査も必要であろう。

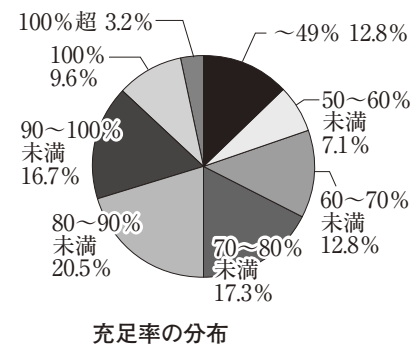


表10 充足率（定員比）の状況

	～49%	50～60%未満	60～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～100%未満	100%	100%超	計
施設数	20	11	20	27	32	26	15	5	156
%	12.8	7.1	12.8	17.3	20.5	16.7	9.6	3.2	100
公立	11	7	8	8	9	4	1	0	48
%	22.9	14.6	16.7	16.7	18.8	8.3	2.1	0	100
民立	9	4	12	19	23	22	14	5	108
%	8.3	3.7	11.1	17.6	21.3	20.4	13.0	4.6	100

表11 設置主体別充足率

	施設数	定員	在籍数	充足率(%)
公立公営	28	1,175	735	62.6
公立民営	20	866	586	67.7
国立民営	108	3,436	2,528	73.6
計	156	5,477	3,849	70.3

7. 措置・契約の状況

全在籍数〔表12〕の3,849人のうち措置が2,489人（64.7%）、契約が1,360人（35.3%）となっている。前年度調査（措置59.2%・契約40.8%）と比較して、措置割合が上がっている。このことは、年齢超過児の問題がほぼ解消し、子どもの貧困、虐待による要保護児童について児童相談所が障害児入所施設に入所相談をしやすくなったことが背景にあると推測される。

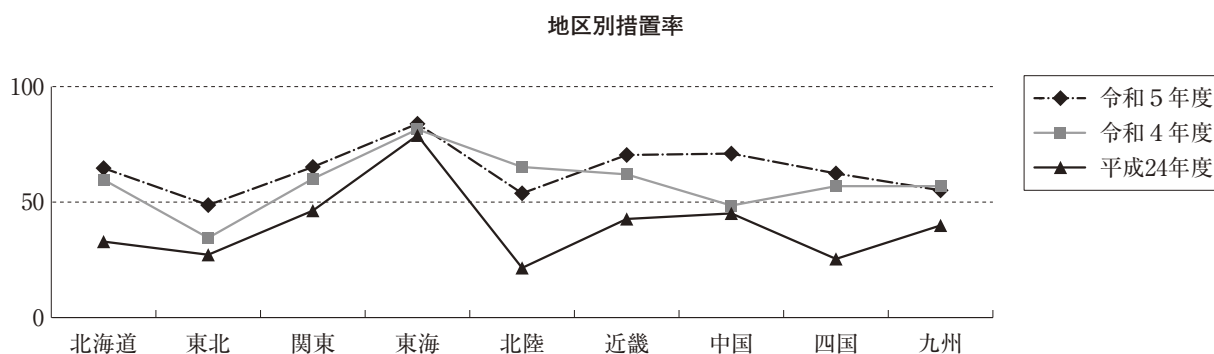


表12 措置・契約の状況

		%	計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
在籍数	男	69.2	2,662	214	259	790	247	115	376	171	111	379
	女	30.8	1,187	95	98	307	139	41	185	105	46	171
	計	100	3,849	309	357	1,097	386	156	561	276	157	550
	うち措置	64.7	2,489	200	174	715	324	84	395	196	98	303
措置率			64.7	64.7	48.7	65.2	83.9	53.8	70.4	71.0	62.4	55.1
公立 公営	男	68.6	504	24	87	64	105	70	102	10	18	24
	女	31.4	231	13	38	26	58	23	50	6	6	11
	計	100	735	37	125	90	163	93	152	16	24	35
	うち措置	69.3	509	31	47	57	148	52	121	11	22	20
公立 民営	男	65.0	382	0	45	234	18	9	40	0	0	36
	女	35.0	206	0	12	123	15	5	30	0	0	21
	計	100	588	0	57	357	33	14	70	0	0	57
	うち措置	66.8	393	0	38	232	31	8	53	0	0	31
民立 民営	男	70.3	1,778	190	129	492	124	36	234	161	93	319
	女	29.7	750	82	48	158	66	13	105	99	40	139
	計	100	2,528	272	177	650	190	49	339	260	133	458
	うち措置	62.8	1,587	169	89	426	145	24	221	185	76	252

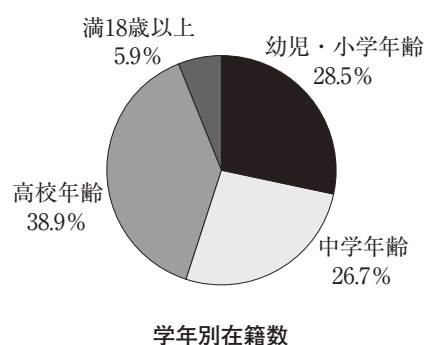
Ⅱ 児童の状況

1. 年齢の状況

(1) 在籍児の年齢の状況

回答のあった156施設の在籍児童数は3,849人で、前年度調査（回答152施設3,757人）と比較して4施設92人増加している。

在籍児を年齢区分別にみると、5歳以下が135人（3.5%）、6歳から11歳が961人（25.0%）、12歳から14歳が1,026人（26.7%）、15歳から17歳が1,499人（38.9%）で、前年度調査と同様に年齢が上がるにしたがって在籍数は増えている。全在籍児童数3,849人に占める18歳未満3,621人の割合は94.1%で前年度調査より3.8ポイント増加した。



在籍児全体に占める措置（2,489人）の割合は64.7%であるが、18歳未満の児童に限ってみると措置率は65.9%となっている。それぞれ前年度調査の全体の措置割合59.2%、18歳未満の措置割合62.5%と比べると、措置児童の割合は全体で5.5ポイント、18歳未満では3.4ポイント増加した。

措置児童の割合を年齢区分別にみると、5歳以下が81.5%（前年度調査83.5%）、6歳から11歳が72.1%（同63.7%）、12歳から14歳が65.7%（同65.3%）、15歳から17歳が60.7%（同58.3%）となっており、年齢が上がるにしたがって措置率が低くなる傾向は前年度調査と同様であるが、5歳以下を除く全ての年代で前年度より措置率が上がっている。

また、在所延長年齢の18歳から19歳の措置率は60.5%（前年度調査53.9%）で、半数以上が20歳までの措置延長が適用されており、この年代においても前年度調査から措置率が上がっている。

表13 年齢構成（全体）

	人数	%		5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	小計	%
合計	3,849	100	人数	135	961	1,026	1,499	3,621	94.1
男	2,662	69.2	%	3.5	25.0	26.7	38.9	94.1	
女	1,187	30.8	男	84	694	730	1,001	2,509	65.2
うち措置 (再掲)	2,489	64.7	女	51	267	296	498	1,112	28.9
			うち措置 (再掲)	110	693	674	910	2,387	

	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳～	小計	%
人数	157	39	11	21	228	5.9
%	4.1	1.0	0.3	0.5	5.9	
男	102	28	6	17	153	4.0
女	55	11	5	4	75	1.9
うち措置 (再掲)	95	6	1	0	102	

在籍児童の平均年齢〔表14〕は、「10歳未満」が1施設（0.6%）,「10～15歳未満」が95施設（60.9%）,「15～18歳未満」が14施設（9.0%）となっている。平均年齢18歳未満の施設については、110施設で無回答の施設を除いて全体に占める割合を比較してみると、前年度調査で97.1%,今年度調査は99.1%となっていることから、平成24年の児童福祉法の一部改正以降、全国的に移行支援が計画的・積極的に進められ、福祉型障害児入所施設における18歳超過児童の入所問題については、概ね解消の目処が立ったものと推察される。

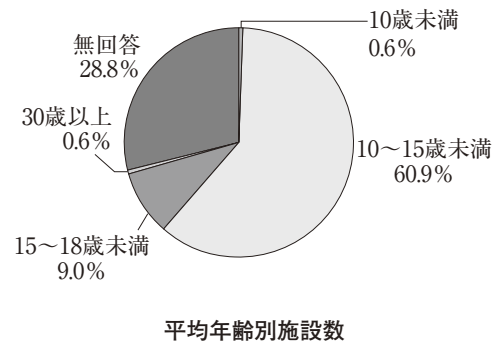


表14 平均年齢

	施設数	%
10歳未満	1	0.6
10～15歳未満	95	60.9
15～18歳未満	14	9.0
18～20歳未満	0	0
20～25歳未満	0	0
25～30歳未満	0	0
30歳以上	1	0.6
無回答	45	28.8
計	156	100

(2) 在所延長児童の状況

在所延長児童数は、全体で前年度調査（363人）から減少し228人となった。この全体数は、過去の調査の中で一番少ない結果となっており、地区ごとに前年度の人数と比較すると、特に東海地区（前年度調査105人）、九州地区（同101人）で大きな減少となっている。

表15 過齢児数及び地区別過齢児比率

	全体	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
人数	228	34	38	63	15	9	30	16	6	17
%	5.9	11.0	10.6	5.7	3.9	5.8	5.3	5.8	3.8	3.1

「満20歳以上の在籍率の状況」〔表16〕は、前年度調査において0%が67施設（44.1%）であったが、今年度調査では、0%が137施設（87.8%）とほぼ2倍近い割合となり、10%未満の11施設（7.1%）を加えると、満20歳以上の在籍率が0～10%未満の施設が全体の94.9%を占めた。

表16 満20歳以上の在籍率の状況

割合	施設数	%	公	民
0 %	137	87.8	43	94
10%未満	11	7.1	4	7
10～20%未満	5	3.2	1	4
20～30%未満	1	0.6	0	1
30～40%未満	0	0.0	0	0
40～50%未満	0	0.0	0	0
50～60%未満	0	0.0	0	0
60～80%未満	2	1.3	0	2
80～100%未満	0	0	0	0
100%	0	0	0	0
計	156	100	48	108

(3) 入所時の年齢

児童の入所時の年齢〔表17〕をみると、小学校入学年齢の6歳が最も多く377人（9.8%）、次いで中学校卒業年齢の15歳が329人（8.5%）、小学校卒業年齢の12歳が306人（8.0%）となっている。連続した年齢でみると10歳～15歳（中学校卒業年齢）で入所する児童の割合が高く、児童の体力の増加やその他家庭内での行動面での対応などの困難さが出現してくる時期等が関連していると思われる。また、就学前年齢の5歳以下で入所している児童が689人（17.9%）と、前年度調査（583人15.5%）より106人・2.4ポイント増加した。

表17 児童の入所時の年齢

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計
合計	7	39	167	230	246	689
%	0.2	1.0	4.3	6.0	6.4	17.9
男	4	25	109	171	171	480
女	3	14	58	59	75	209

	不明	合計
合計	66	3,849
%	1.7	100

	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	小計
合計	377	233	225	221	271	281	306	278	287	329	163	123	3,094
%	9.8	6.1	5.8	5.7	7.0	7.3	8.0	7.2	7.5	8.5	4.2	3.2	80.4
男	285	159	163	143	180	198	220	192	195	226	107	84	2,152
女	92	74	62	78	91	83	86	86	92	103	56	39	942

2. 在籍期間

「在籍期間」〔表18〕は、「5年から10年未満」が999人（26.0％）と最も多く、次いで「3年から5年未満」が780人（20.3％）となっている。また、「6ヶ月未満」から「2～3年未満」までの児童数を合わせると1,738人（45.2％）と前年度調査（45.9％）とほぼ同割合である。入所時の年齢と在籍期間の状況からも、通過型施設として移行支援に取り組んでいる成果であろう。

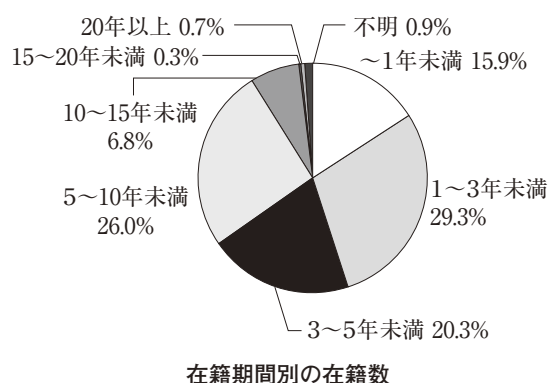


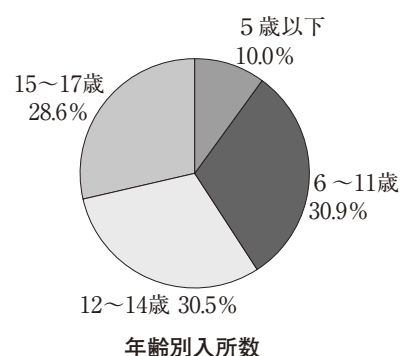
表18 在籍期間

	6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20年以上	不明	計
合計	384	227	606	521	780	999	260	12	27	33	3,849
%	10.0	5.9	15.7	13.5	20.3	26.0	6.8	0.3	0.7	0.9	100
男	262	151	421	357	541	696	181	6	18	29	2,662
女	122	76	185	164	239	303	79	6	9	4	1,187

3. 入所の状況

(1) 入所児数

令和4年度中の新規入所児童数〔表19〕は、全体で728人、前年度調査と比較し77人減っている。内訳は措置が令和4年度入所児童全体の64.3％（468人）、契約が35.7％（260人）で、前年度調査と同様に措置が契約を上回っており、措置と契約の割合も前年度調査とほぼ同じであった。障害児入所施設における、この措置と契約という二つの入所形態が存在する制度については、都道府県によって措置率に差があるという実態もふまえ、今後も課題点等を整理しながらこの制度の在り方について検討を進めていく必要がある。



年齢区分別では、5歳以下が73人（10.0％）、6歳から11歳が225人（30.9％）、12歳から14歳が222人（30.5％）、15歳から17歳が208人（28.6％）で、前年度調査と同様に6歳から11歳の入所児童数が最も多い結果となった。

表19 令和4年度中の新規入所児数（全体）

	人数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳
全体	728	73	225	222	208
措置	468	59	161	139	109
	100	12.6	34.4	29.7	23.3
契約	260	14	64	83	99
	100	5.4	24.6	31.9	38.1

$$\text{入所率} = \frac{\text{入所者総数}}{\text{定員}} \times 100$$

令和4年度入所率	13.3%
----------	-------

表20 年間新規入所数の状況

入所数	施設数	%	公立	民立
0人	14	9.0	4	10
1人	22	14.1	7	15
2人	29	18.6	3	26
3人	15	9.6	3	12
4人	19	12.2	5	14
5人	12	7.7	6	6
6人	14	9.0	6	8
7人	10	6.4	5	5
8人	4	2.6	2	2
9人	1	0.6	0	1
10人	4	2.6	1	3
11人以上	12	7.7	6	6
計	156	100	48	108

年間新規入所児童数の状況〔表20〕は、新規入所児童数0人が14施設（9.0％）と前年度調査より7施設減少した。また、新規入所数が1～2人という施設の割合が高かった一方、回答施設の約半数にあたる76施設では、4人以上の新規入所があったという調査結果からも、それぞれの施設で在籍児童の年齢に偏りがあった場合に、その年度によって移行支援の対象となる児童の集中や入退所児童数が大きく変動する状況が生じていることが推察される。

(2) 一時保護が必要とされた児童の受け入れ状況

緊急一時保護の委託を受けている事業所は、126施設（80.8％）となっており、一時保護に対する保護者の拒否や、同意がスムーズに取れない場合に、子どもの最善の利益を守るためのセーフティネットとしての機能を果たすべく取り組んでいる施設の姿勢がうかがえる。このことはまさに社会的養護そのものであり、報酬等についての、実態に即して全国统一した整理等が求められる。委託を受けている場合の受け入れ児童数〔表22〕からは、委託を受けている126施設のうち、100施設79.4％が実際に委託を受け支援している。

表21 一時保護の委託の状況

	施設数	%	公立	民立
一時保護の委託を受けている	126	80.8	41	85
委託を受けていない	12	7.7	2	10
無回答	18	11.5	5	13
計	156	100	48	108

表22 委託を受けている場合の受け入れ人数

入所数	施設数	%	公立	民立
0人	26	20.6	8	18
1人	25	19.8	8	17
2人	15	11.9	6	9
3人	9	7.1	2	7
4人	6	4.8	0	6
5人	9	7.1	5	4
6人	6	4.8	0	6
7人	3	2.4	2	1
8人	2	1.6	1	1
9人	6	4.8	4	2
10～14人	10	7.9	0	10
15人以上	9	7.1	5	4
計	126	100	41	85

(3) 入所の理由

入所の理由〔表23〕は、前年度調査と同様に「家族の状況等」「本人の状況等」に分けて複数回答を求めた。前年度と大きな変化があった項目としては、「本人の状況等」における「行動上の課題改善」において、前年度調査では在籍者比26.9%であったのに対し、今年度は在籍者比35.2%と、入所理由としてあげる割合が高くなった。家族の状況等では「保護者の養育能力不足」が今年度も最も多く48.6%、次いで「虐待・養育放棄」で37.4%となっており、多くの子どもたちが厳しい生活環境に置かれ、「育ち」が十分保障されないような状況にあったとみられる。改めて発達に課題を抱える子どもを持つ保護者の子育てにおける孤独感や心理的な葛藤なども含め、きめ細かな背景の把握と支援策の必要性をあらわしているものと推察され、同時に全在籍児童について、「ADL・生活習慣の確立」「行動上の課題改善」が保護者の状況と密接に関連していることも支援者は念頭におく必要がある。また、入所時年齢のところでも述べたが、子どもの成長に伴う体力の伸びや要求の強まりなどに伴う日常行動が、家庭内での養育を困難にしている可能性も垣間みえる。

また、「貧困」に起因する入所理由につながる「親の離婚・死別」や「家庭の経済的理由」及び「保護者の疾病・出産等」の理由での入所も前年度調査と同様の傾向であり、支援現場の実感からは種々の理由の陰に貧困のもたらす負の影響（虐待の誘発や不十分な養育等）を強く感じ取れることも多く、引き続き注視していく必要がある。契約入所の場合にこうした家庭の出身児童が衣類の十分な補充や、修学旅行等就学に絡む費用に困難をきたす「施設内貧困児童」に陥らないよう、制度的対応等についての検討の必要性は、今年度調査でも大きく変わっていないと推察される。

一方、本人の状況等では、前述したとおり「ADL・生活習慣の確立」と「行動上の課題改善」のいわゆる療育目的の入所理由が圧倒的に多く、行動上の課題改善のために入所する傾向も続いている。背景には養育力の低下による規範意識の弱さや、愛着形成の不十分さなどがあることが推察されるため、育ちの環境に一層視点をあてていく必要がある。

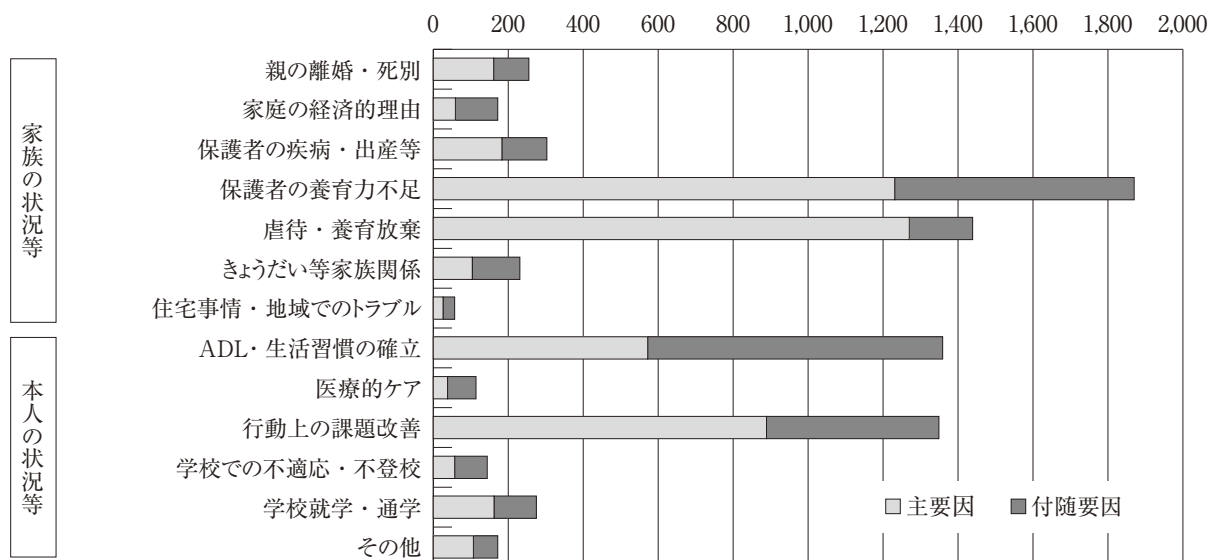
学校就学・通学のための入所については、前年度調査と比べ若干減少したものの、地域によっては障害児入所施設が学校の寄宿舎的な役割を担っていることがうかがえると同時に、児童施設として運営し

ていく方針が明確になり、高校卒業後の移行支援に積極的に取り組んだことでの、児童の入れ替わりがさらに多くなったものと推察される。

いずれにしても入所理由の如何にかかわらず、多様な生活環境から強い影響を受けて施設入所に至った児童の支援にあたって、背負いきれないほどの「重い荷物」を背負い、心に傷を抱えて入所してくる児童が、自身で安心・安全を感じとり、自らを肯定できるよう、個人の生活歴に即して個別ニーズに寄り添っていく丁寧な支援が一層求められている。

表23 入所理由（重複計上）

内 容		在籍者全員について						うち令和4年度入所者について					
		主たる要因		付随する要因		計	在籍者比	主たる要因		付随する要因		計	令和4年度入所者比
		措置	契約	措置	契約			措置	契約	措置	契約		
家族の状況等	親の離婚・死別	85	76	68	26	255	6.6	12	10	4	6	32	4.4
	家庭の経済的理由	50	9	90	23	172	4.5	4	5	17	4	30	4.1
	保護者の疾病・出産等	125	58	83	37	303	7.9	24	27	25	5	81	11.1
	保護者の養育力不足	773	458	499	140	1,870	48.6	117	85	75	22	299	41.1
	虐待・養育放棄	1,225	45	141	28	1,439	37.4	176	3	31	3	213	29.3
	きょうだい等家族関係	42	62	62	65	231	6.0	12	11	13	18	54	7.4
	住宅事情・地域でのトラブル	14	12	19	12	57	1.5	5	1	1	1	8	1.1
本人の状況等	ADL・生活習慣の確立	357	215	568	219	1,359	35.3	41	49	83	41	214	29.4
	医療的ケア	24	14	64	12	114	3.0	2	2	17	11	32	4.4
	行動上の課題改善	473	416	338	122	1,349	35.0	99	88	44	17	248	34.1
	学校での不適応・不登校	25	32	56	31	144	3.7	5	11	15	14	45	6.2
	学校就学・通学	64	98	68	45	275	7.1	10	20	13	11	54	7.4
	その他	81	26	39	26	172	4.5	9	5	5	7	26	3.6
実人数		2,489	1,360	2,489	1,360	3,849	100	468	260	468	260	728	100



(4) 虐待による入所の状況

令和4年度の被虐待入所児童〔表24〕は424人、令和4年度の入所児に占める割合は58.2%と人数、割合ともにこれまでの調査の中で最も大きくなった。依然として虐待に歯止めがかかっていないことがうかがえる。また、今年度調査でも、虐待の内容〔表26〕でネグレクトの占める割合が一番大きく、196人・48.4%となっている。虐待の内容それぞれが、複雑に重複して起きることを考えると、心理的虐待やネグレクトが顕在化しにくいという現状からカウントされていない児童の存在も考慮する必要がある。また、虐待の及ぼす精神・行動面の影響が長く続くことを考えると、一人ひとりの行動に一層細かな配慮が求められるところであろう。

平成12年の児童の虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）施行以降の虐待による児童数の推移をみても、法の趣旨、役割が社会に浸透してきたということもあり、全国の児童相談所への児童虐待通告件数（こども家庭庁）は、令和2年度から20万件を超え、令和4年度も過去最多（21万9千件超え）となった。虐待内容としては、特に心理的虐待に係る相談対応ケースの増加がみられている。障害児入所施設においては平成18年の児童福祉法改正による契約制度の導入で一時的な減少はみられたものの、この15年以上にわたっての経年変化をみると、入所児童の減少にもかかわらず被虐待児童は確実に一定割合を占めており、その対応はもとより、児童相談所や市町村の家庭児童相談室、保健センターや相談支援事業所あるいは要保護児童地域対策協議会など広範な関係機関との連絡調整を図りながら、一層の早期発見に努め、児童虐待の撲滅と未然防止に向けて具体的な取り組みが求められる。

表24 虐待による入所数

	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元	令和2	令和3	令和4
男	243	194	221	194	217	199	227	226	230	182	267
女	151	174	104	124	137	123	124	170	120	103	157
計	394	368	325	318	354	322	351	396	350	285	424

表25 令和4年度 被虐待入所児童の内訳

	被虐待児	児相判断	被虐待児加算認定児童数（令和5年6月1日現在） <u>178人</u> 左記の他に被虐待児加算を受けたことがある児童 <u>562人</u> ※405人のうち、契約により入所の児童 <u>5人</u>
男	267	124	
女	157	111	
計	424	235	

虐待の内容〔表26〕については、割合の高い順にネグレクトが46.2%、身体的虐待が33.0%、心理的虐待が16.7%、性的虐待が4.0%となっている。全国の児童相談所への児童虐待通告件数では、平成28年度以降、心理的な虐待の割合が全体の5割を超え最も多い相談内容となっているが、これは子どもの目の前で配偶者や家族に身体的・精神的暴力を振るう状況により子どもが苦痛を受ける、いわゆる面前DVの虐待通告件数が含まれていることが影響していると思われる。

表26 虐待の内容（※重複計上）

	計	入所数比	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他
24年度	394	47.0	133	39	246	36	19
25年度	368	43.7	108	31	186	35	8
26年度	325	43.9	130	27	233	35	
27年度	318	44.9	117	23	176	40	
28年度	381	40.2	121	28	198	34	
29年度	322	41.1	122	37	216	34	
30年度	351	40.0	137	32	248	73	
令和元年度	396	45.1	160	36	223	61	
令和2年度	350	39.3	163	22	212	62	
令和3年度	325	40.3	109	24	158	34	
令和4年度	人数	424	58.2	140	17	196	71
	%	100	33.0	4.0	46.2	16.7	
	男	267	63.0	102	2	116	47
	女	157	37.0	38	15	80	24

4. 退所の状況

(1) 退所児数

令和4年度の退所数〔表27〕は702人（内訳は措置420人、契約282人）、前年度調査より28人減少している。

年齢では18歳から19歳の退所が465人（66.2％）と前年度と同様、最も多く、過去10年間の調査結果も踏まえると、支援学校高等部等卒業と同時に退所する流れが、一定程度、確立されている。

18歳以上入所者（いわゆる「過齢児」）については、満20歳以上の退所が前年度調査から53人減少し32人（4.6％）になっており、みなし規定の期限に向けて、関係する施設において積極的な移行が図ったことによるものと推察される。

また15歳から17歳は102人（14.5％）となっており、義務教育修了時が退所の契機になっているケースもあることがみてとれる。

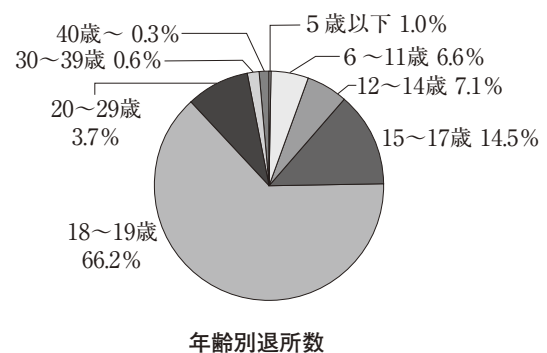


表27 令和4年度退所数

	退所数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳以上
24年度	930	11	54	55	119	486	146	47	12
	100	1.2	5.8	5.9	12.8	52.3	15.7	5.1	1.3
25年度	870	8	53	59	115	446	129	40	20
	100	0.9	6.1	6.8	13.2	51.3	14.8	4.6	2.3
26年度	823	11	46	51	104	480	90	31	10
	100	1.3	5.6	6.2	12.6	58.3	10.9	3.8	1.2
27年度	758	5	33	41	102	436	103	22	16
	100	0.7	4.4	5.4	13.5	57.5	13.6	2.9	2.1
28年度	930	7	81	100	151	494	76	12	9
	100	0.8	8.7	10.8	16.2	53.1	8.2	1.3	1.0
29年度	1,081	14	54	55	122	592	143	67	34
	100	1.3	5.0	5.1	11.3	54.8	13.2	6.2	3.1
30年度	977	18	72	64	170	569	70	5	9
	100	1.8	7.4	6.6	17.4	58.2	7.2	0.5	0.9
令和元年度	948	9	61	80	129	596	55	6	12
	100	0.9	6.4	8.4	13.6	62.9	5.8	0.6	1.3
令和2年度	863	11	52	42	95	566	64	21	12
	100	1.3	6.0	4.9	11.0	65.6	7.4	2.4	1.4
令和3年度	730	4	37	44	97	463	65	11	9
	100	0.5	4.3	5.1	11.2	53.7	7.5	1.3	1.0
令和4年度	措置	420	5	31	23	55	293	13	0
		100	1.2	7.4	5.5	13.1	69.8	3.1	0
	契約	282	2	15	27	47	172	13	4
		100	0.7	5.3	9.6	16.7	61.0	4.6	0.7

表28 契約児童で利用料滞納のまま退所した児者

	人数	%
令和3年度	6	1.9
令和4年度	4	1.4

令和4年度に利用料を滞納したまま退所した契約児者〔表28〕は4人である。前年度に引き続いて減少しているが、いったん発生すると解決が容易ではなく施設運営面での影響もあることから、予防策及び対応策を法的な観点からも検討しておく必要がある。

表29 令和4年度 年間退所数別施設数

退所数	施設数	%	公立	民立
0人	13	8.3	5	8
1～2人	36	23.1	9	27
3～5人	56	35.9	14	42
6～9人	36	23.1	13	23
10人以上	15	9.6	7	8
計	156	100	48	108

令和4年度の年間退所数別施設数〔表29〕をみると、0人（退所なし）が13施設（8.3%）、1人から2人が36施設（23.1%）であり、児童施設は通過型施設であるにも関わらず退所数が2人以下の施設が約3割（31.4%）となる。そのような施設では、当該年度に支援学校高等部等卒業年齢の児童又は退所

予定の契約入所児童が在籍していないことや地域又は障害者支援施設等への移行が困難な者が一定数、過齢児として入所していることも考えられるため、注視していく必要がある。

なお10人以上の退所は15施設（9.6％）と前年度（13施設、8.6％）と比べて増加している。令和4年度においても、みなし規定の期限に向けた過齢児の退所・移行の取り組み等が引き続き進められた結果と推察される。

（2）入退所の推移

〔表30〕は、ここ10年の入退所の推移を整理したものである。回答数が毎年異なるので全施設の状況とはいえないものの、今年度は退所数が入所数を上回っており、在籍数については、減少傾向を示している。過齢児の退所・移行の取り組み等が進められたことによるものと思われる。

表30 在籍数の増減（入所数－退所数）の推移

	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
入所数	843	741	709	947	784	878	883	890	805	728
退所数	870	823	758	930	1,081	977	948	863	710	741
増減	-27	-82	-49	17	-297	-99	-65	27	95	-13

令和4年度の在籍数の増減〔表30－2〕をみると、減少したのが77施設で前年度調査に比べ5施設の増、増加したのが52施設で3施設の減となっている。在籍数は減少の傾向にあるが、増加した施設と増減のない施設数の合計が5割を超える状況にあることから、施設の対応を必要とする社会的養護等の入所ニーズが、一定数存在していることがみてとれる。

表30－2 令和4年度の在籍数の増減

増減	施設数	%	公立	民立
▲10名未満	1	0.6	1	0
▲9名～▲5名	4	2.6	2	2
▲4名～▲1名	72	46.2	19	53
0	27	17.3	6	21
1名～4名	43	27.3	16	27
5名～9名	2	1.3	1	1
10名以上	7	4.5	3	4
計	156	100	48	108

(3) 進路の状況

令和４年度の退所児童の進路（生活の場）〔表31〕について、最も多かったのが「グループホーム・生活寮等」の264人（35.6％）で前年度に比べ0.6ポイント減、「家庭」が170人（22.9％）で4.1ポイント減、「施設入所支援」が170人（22.9％）で0.3ポイント増となっている。家庭、アパート、グループホーム、社員寮・住み込み等、福祉ホーム、自立訓練（宿泊型）等を合わせると466人（62.9％）となり、児童施設を退所した６割を超える児童が、生活の場を「地域」に移している。児童施設が退所時に児童の意思決定を支援し、また家族の状況等を把握した上で、関係機関と連携しながら、「地域移行」に積極的に取り組んでいることがうかがえる。

表31 令和４年度退所児童の進路（生活の場）

	人数	%
１．家庭（親・きょうだいと同居）	170	22.9
２．アパート等（主に単身）	7	0.9
３．グループホーム・生活寮等	264	35.6
４．社員寮・住み込み等	4	0.5
５．職業能力開発校寄宿舎	1	0.1
６．特別支援学校寄宿舎	2	0.3
７．障害児入所施設（福祉型・医療型）	25	3.4
８．児童養護施設	4	0.5
９．知的障害者福祉ホーム	2	0.3
10．救護施設	0	0
11．老人福祉・保健施設	0	0
12．一般病院・老人病院	0	0
13．精神科病院	6	0.8
14．施設入所支援	170	22.9
15．自立訓練（宿泊型）	19	2.6
16．少年院・刑務所等の矯正施設	1	0.1
17．その他・不明	14	1.9
18．死亡退所	6	0.8
不明	46	6.2
計	741	100

令和４年度の退所児童の進路（日中活動の場）〔表31－２〕をみると、生活介護の利用が221人（29.8％）で最も多かった。

保育所・幼稚園，小中学校，特別支援学校等の利用は，125人（16.9％）であり，児童の成長及び行動の落ち着き並びに家庭環境の改善などを目的に施設に入所し，退所後は児童本人の障害の軽重に関わらず，地域の福祉サービスの充実等により家庭等で生活できるケースが多くなったと推察される。

また，一般就労，福祉作業所・小規模作業所，職業能力開発校，就労移行支援，就労継続支援Ａ型・Ｂ型等の就労系は324人（43.7％）で，前年度調査の242人（33.2％）から大きく増加した。多様なニーズに応じた就労が促進されてきていることが推測される。

令和４年度退所者のフォローアップ〔表32〕では，予後指導を実施した退所者の割合は32.8％（243人）と前年度調査32.1％（243人）と大きな変化はないが，実施回数は495回で前年度調査（431回）から増加した。前年度は新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大が続いたため，その影響を考慮する必要

があるものの、例年、全体の半数の施設が実施していることから、フォローアップの重要性や取り組みの必要性は認識されているが、人的な負担が大きいため、すべての退所児童を対象としたフォローアップの（複数回）実施ができない現状があると考えられる。フォローアップ業務を事業化し、障害福祉サービスの報酬として算定できるようにするなど制度的な対応が必要である。

また、退所児童本人及び保護者等が必要な福祉サービス等を活用できるように、退所前に施設が市町村等との連携を図ることも必要であろう。

表31－2 令和4年度退所児童の進路（日中活動の場）

	人数	%
1. 家庭のみ	7	0.9
2. 一般就労	119	16.1
3. 福祉作業所・小規模作業所	34	4.6
4. 職業能力開発校	1	0.1
5. 特別支援学校（高等部含む）	73	9.9
6. 小中学校	6	0.8
7. 小中学校（特別支援学級）	34	4.6
8. その他の学校	8	1.1
9. 保育所・幼稚園	4	0.5
10. 障害児入所施設（福祉型・医療型）	8	1.1
11. 児童発達支援センター・児童発達支援事業等	2	0.3
12. 児童養護施設	1	0.1
13. 救護施設	0	0
14. 老人福祉・保健施設	0	0
15. 一般病院・老人病院（入院）	0	0
16. 精神科病院（入院）	6	0.8
17. 療養介護	2	0.3
18. 生活介護	221	29.8
19. 自立訓練	17	2.3
20. 就労移行支援	16	2.2
21. 就労継続支援A型	19	2.6
22. 就労継続支援B型	135	18.2
23. 地域活動支援センター等	0	0
24. 少年院・刑務所等の矯正施設	1	0.1
25. その他・不明	21	2.8
26. 死亡退所	6	0.8
計	741	100

表32 令和4年度退所者のフォローアップ

	施設数	%	公立	民立
実施した	74	47.4	26	48
予後指導実施人数（人）	243	32.8	121	122
予後指導実施回数（回）	495		240	255
退所者（人）	741	100		
実施していない	61	39.1	15	46
無回答	21	13.5	7	14
計	156	100	48	108

5. 家庭の状況

(1) 家庭の状況

家庭の状況〔表33〕は、両親世帯が1,673人（43.5%）、母子世帯が1,392人（36.2%）、父子世帯が428人（11.1%）、「きょうだい」「祖父母・親戚」「その他」が239人（6.2%）となっており、前年度調査と比較すると大きな変化はなかった。

世帯別の措置率をみると、両親世帯が53.6%、母子世帯が74.9%、父子世帯が59.8%となっており、両親世帯及びひとり親世帯のいずれにおいても、虐待等のケースによって、措置入所している児童が半数以上を占める状況が続いている。

このような状況は、家庭での養育困難、親の養育力の低下等が背景にあると思われ、親がいない場合などは、本来社会的養護の枠組みである「措置」で対応すべきことが望まれる。祖父母や親戚が保護者になっている世帯は22.3%が契約となっている。祖父母等が未成年後見人として、契約入所しているケースであると推察される。「契約」による施設利用が難しいケースについては公的責任である「措置」で対応する等、入所制度の適正運用が必要である。

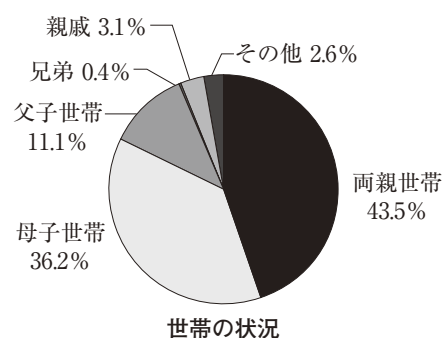


表33 家庭の状況

		人数	%
両親世帯	人数	1,673	43.5
	うち措置人数	897	36.0
母子世帯	人数	1,392	36.2
	うち措置人数	1,043	41.9
父子世帯	人数	428	11.1
	うち措置人数	256	10.3
きょうだいのみ世帯	人数	17	0.4
	うち措置人数	17	0.7
祖父母・親戚が保護者世帯	人数	121	3.1
	うち措置人数	94	3.8
その他	人数	101	2.6
	うち措置人数	81	3.3
在籍児総数	人数	3,849	100
	うち措置人数	2,489	100

兄弟・姉妹で入所	世帯数	177	
	人数	543	14.1
	うち措置世帯数	129	
	うち措置人数	406	16.3

(2) 帰省・面会の状況

家庭の状況〔表33〕を背景に帰省の状況〔表34〕をみると、帰省が全くない児童は措置と契約を合わせて2,310人（60.0％）と前年度調査2,152人（57.3％）と比較して割合が増加しており、家庭との調整の困難さがうかがえる。

令和4年度も新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大が続いたため、その影響も考慮する必要があるが、週末（隔週）帰省は9.1％、月1回程度は11.2％、「年1～2回」と「帰省なし」は合わせて78.7％となっており、多くの子どもが年数回あるいは全く帰省できず、家庭での育ちを経験しないまま育つ子どもが多い状態が続いている。また、契約児童のうち469人（34.4％）が全く帰省できていない状況にあり、「契約」から「措置」への変更を検討すべきケースが含まれていると推測される。

表34 帰省の状況

		人数	%
週末（隔週）帰省	措置	81	2.1
	契約	271	7.0
月1回程度	措置	195	5.1
	契約	237	6.2
年1～2回	措置	410	10.7
	契約	309	8.0
帰省なし	措置	1,841	47.8
	契約	469	12.2
無回答		36	0.9
在籍児数	人数	3,849	100

帰省できない理由〔表35〕は「家庭状況から帰せない」が1,395人（60.4％）で前年度（1,229人・57.1％）同様、最も多い状況にある。

入所した原因となる家族関係や保護者の状況、あるいは本人の状態などの問題が入所後も容易には改善できない状況が続いていると推察される。

なお、「その他」については、人数（508人）、施設数（62施設）とも、前年度（696人63施設）同様に多い状況にあるものの、割合（22.0％）は前年度（32.3％）よりは低くなっている。

表35 帰省できない理由（重複計上）

			%
親がいない	人数	69	3.0
	施設数	42	
地理的条件	人数	22	1.0
	施設数	14	
本人の事情で帰らない	人数	192	8.3
	施設数	48	
家庭状況から帰せない	人数	1,395	60.4
	施設数	120	
その他	人数	508	22.0
	施設数	62	
「帰省なし」の児童数		2,310	100

面会等の状況〔表36〕は、「家族の訪問なし」が1,140人（29.6％）と最も多く、次いで「年に1～2回程度家族が訪問」が920人（23.9％）,「月に1回程度家族が訪問」が606人（15.7％）,「週末（隔週）ごとに家族が訪問」256人（6.7％）となっている。親子関係の調整が困難なケース数は数年大きな変化はなく、家庭基盤そのものが脆弱化し、入所に至る児童が多く存在していることがうかがえる。親や家族との関係改善は容易なものではなく、こうした現状は進路にも影響を及ぼすと推察される。

表36 面会等の状況

	人数	%
家族の訪問なし	1,140	29.6
週末（隔週）ごとに家族が訪問	256	6.7
月に1回程度家族が訪問	606	15.7
年に1～2回程度家族が訪問	920	23.9
職員が引率して家庭で面会	56	1.5
面会の制限の必要な児童	214	5.6
無回答	657	17.1
計	3,849	100

6. 就学の状況

在籍児の就学・就園の状況〔表37〕をみると、就学前児童が207人（前年度153人）であり、そのうち幼稚園又は保育所に通う児童が42.5％（88人）と、前年度42.5％（65人）と同様の割合となっている。

義務教育年齢児童1,991人（前年度1,957人）の就学状況は、特別支援学校小・中学部が1,409人（同1,372人）、小中学校の特別支援学級が458人（同444人）であり、小・中学校の普通学級11人（同18人）と合わせると、義務教育年齢児童のうち特別支援学校又は小・中学校に通学する児童が94.3％（同93.7％）を占めている。

また義務教育修了児童1,432人（同1,423人）のうち、特別支援学校高等部、高等特別支援学校、特別支援学校専攻科及び一般高校に通う者が99.0％（同94.1％）を占めている。

なお、特別支援学校（小・中・高）に通学する児童が2,594人（71.6％）と前年度（2,334人・66.0％）より5.6ポイント増加している。

表37 在籍児の就学・就園の状況

就学形態		施設数	人数	%
(活動形態) 就学前児童	幼稚園への通園	27	43	1.2
	保育所に通所	5	45	1.2
	児童発達支援事業等療育機関	4	9	0.2
	園内訓練	41	89	2.5
	その他	6	21	0.6
児童 義務教育年齢	訪問教育	3	53	1.5
	施設内分校・分教室	5	60	1.7
	特別支援学校小・中学部	136	1,409	38.9
	小中学校の特別支援学級	80	458	12.6
	小中学校の普通学級	8	11	0.3
(就学形態) 義務教育修了児童	訪問教育	1	1	0.0
	施設内分校・分教室	1	13	0.4
	特別支援学校高等部	132	1,185	32.7
	高等特別支援学校	32	204	5.6
	特別支援学校専攻科	5	13	0.4
	一般高校	13	16	0.4
通園・通学児童数		156	3,621	100

表38 学年別就学数

	人数	就学率	小学生						中学生			高等部			不明
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	
児童数	3,486	90.6	98	102	181	173	207	222	310	355	393	432	471	479	63

学年別就学児童数〔表38〕をみると、在籍児童数に占める就学率が90.6%と前年度調査（90.0%）とほぼ同様の割合となっている。各施設が、過齢児の移行支援に積極的に取り組み、本来の児童施設としての姿になりつつあると推察される。

学校（学部等）別割合は、小学校（小学部等）983人（28.2%）、中学校（中学部等）1,058人（30.3%）、高等学校（高等部等）1,382人（39.6%）と前年度調査とほぼ同様の割合となっている。

7. 障害の状況

(1) 障害程度の状況

障害程度の状況〔表39〕は、最重度・重度が1,425人（37.0%）、中軽度は2,051人（53.3%）であった。前年度調査と比べて大きな変化はなかった。

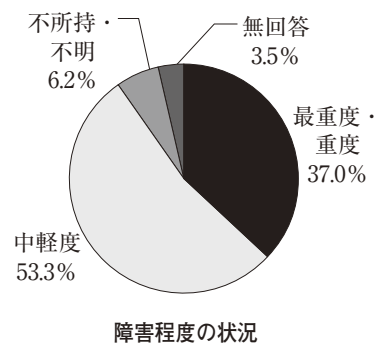


表39 障害程度の状況

療育手帳	人数	%
最重度・重度	1,425	37.0
中軽度	2,051	53.3
不所持・不明	239	6.2
無回答	134	3.5
計	3,849	100

(2) 重度認定の状況

令和5年度の重度認定数〔表40〕は、措置が102施設・506人（認定率20.3%）、契約が104施設・530人（認定率39.0%）であった。

また、強度行動障害加算認定数〔表41〕は、措置が14施設・35人（認定率1.4%）、契約が13施設・41人（認定率3.0%）で前年度調査と比べて認定率に大きな変化はなかった。

表40 重度認定数

	施設数	人数	認定率
令和5年度重度加算数 (措置)	102	506	20.3
令和5年度重度加算数 (契約)	104	530	39.0

表41 強度行動障害加算認定数

	施設数	人数	認定率
令和5年度強度行動障害加算認定数 (措置)	14	35	1.4
令和5年度強度行動障害加算認定数 (契約)	13	41	3.0

(3) 重複障害の状況

重複障害の状況〔表42〕については、自閉スペクトラム症が1,461人（38.0%）で、全在籍児童の約4割を占めている。

表42 重複障害の状況

	人数	%
自閉スペクトラム症（広汎性発達障害、自閉症など）	1,461	38.0
統合失調症	18	0.5
気分障害（周期性精神病、うつ病性障害など）	38	1.0
てんかん性精神病	43	1.1
その他（強迫性、心因反応、神経症様反応など）	30	0.8
現在員	3,849	100

身体障害者手帳の所持状況〔表43〕は、1級が63人（前年度比121人減）、2級が44人（前年度比35人減）で全体の53.0％を占めている。

身体障害者手帳の内訳〔表43－2〕では、肢体不自由が140人（69.3％）となっており全体の約7割を占めている。

重度重複加算の状況〔表44〕では、措置（0.7％）・契約（0.7％）と対象となる児童は少ない状況にある。これは、重度重複加算が重度障害児支援加算の条件に該当し、かつ3種類以上の障害を有することが要件となっているためであると推察され、加算要件の緩和が望まれる。

表43 身体障害者手帳の所持状況

身体障害者手帳	人数	%
1級	63	31.2
2級	44	21.8
3級	40	19.8
4級	27	13.4
5級	9	4.5
6級	18	8.9
不明	1	0.5
計	202	5.2
現在員	3,849	100

表43－2 身体障害者手帳の内訳

身体障害者手帳	人数	%
視覚	19	9.4
聴覚	32	15.8
平衡	1	0.5
音声・言語又は咀嚼機能	0	0
肢体不自由	140	69.3
内部障害	29	14.4
手帳所持者実数	202	4.3
現在員	3,849	100

表44 重度重複加算の状況

		施設数	人数	%
令和4年6月1日認定数	措置	11	17	0.7
	契約	7	9	0.7
令和5年6月1日認定数	措置	8	12	0.5
	契約	10	18	1.3

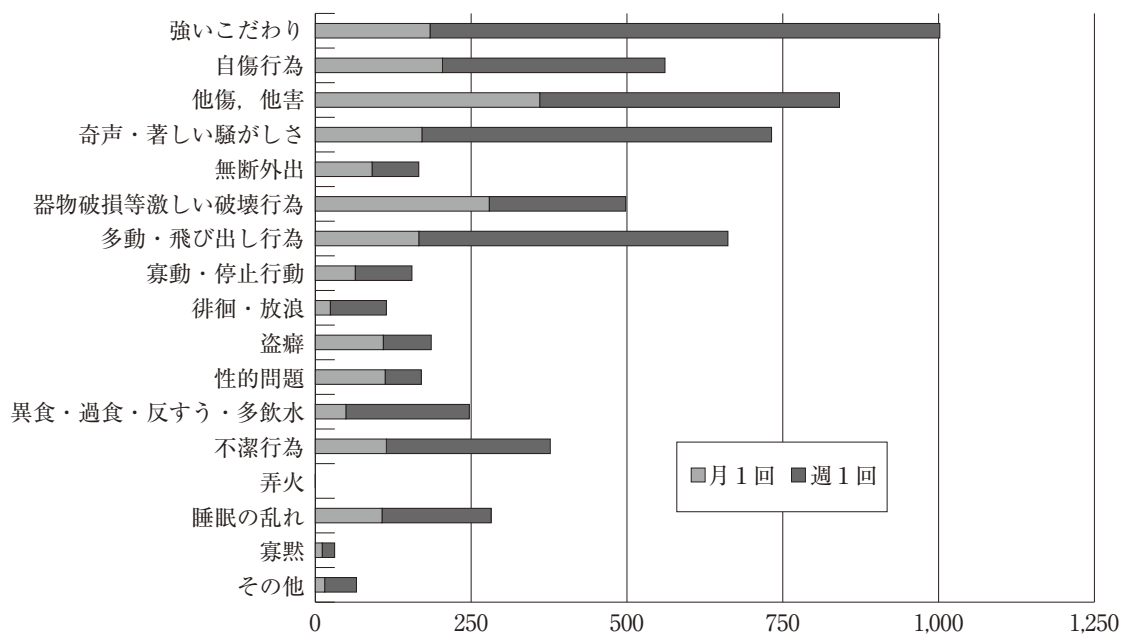
8. 行動上の困難さの状況

行動上の困難さの状況〔表45〕を頻度別（重複計上）に調査し、人数は延べ数とした。その結果、週1回の頻度では、「強いこだわり」818人（21.3%）,「奇声・著しい騒がしさ」561人（14.6%）,多動飛び出し行為496人（12.9%）,「他傷,他害」481人（12.5%）,の順に多く、月1回の頻度では「他傷,他害」360人（9.4%）,「器物破損等激しい破壊行為」279人（7.2%）,「自傷行為」204人（5.3%）の順に多くなっている。

表45 行動上の困難さの状況

（重複計上）

	頻度	施設数	人数	%
強いこだわり	月1回	54	184	4.8
	週1回	119	818	21.3
自傷行為	月1回	69	204	5.3
	週1回	107	357	9.3
他傷、他害	月1回	86	360	9.4
	週1回	111	481	12.5
奇声・著しい騒がしさ	月1回	56	171	4.4
	週1回	120	561	14.6
無断外出	月1回	41	91	2.4
	週1回	28	75	1.9
器物破損等激しい破壊行為	月1回	81	279	7.2
	週1回	79	219	5.7
多動・飛び出し行為	月1回	44	166	4.3
	週1回	112	496	12.9
寡動・停止行動	月1回	24	64	1.7
	週1回	55	91	2.4
徘徊・放浪	月1回	15	24	0.6
	週1回	38	90	2.3
盗癖	月1回	46	109	2.8
	週1回	36	77	2.0
性的問題	月1回	44	112	2.9
	週1回	29	58	1.5
異食・過食・反すう・多飲水	月1回	31	49	1.3
	週1回	79	198	5.1
不潔行為	月1回	51	114	3.0
	週1回	84	263	6.8
弄火	月1回	0	0	0.0
	週1回	0	0	0.0
睡眠の乱れ	月1回	43	107	2.8
	週1回	70	175	4.5
寡黙	月1回	6	11	0.3
	週1回	17	20	0.5
その他	月1回	9	15	0.4
	週1回	8	51	1.3
在籍児数			3,849	



9. 医療対応の状況

(1) 医療機関の受診状況

受診科目別の通院の状況（令和4年度実績）〔表46〕では、全体で1人平均12.3回/年通院していることから、ほぼ毎月1回通院していることになる。通院回数が多いのは、小児科・内科が実人数3,336人（在籍比86.7%）・1人平均5.1回、次いで精神科・脳神経外科が実人数2,228人（在籍比57.9%）・1人平均5.8回、歯科が実人数2,042人（在籍比53.1%）・1人平均3.2回となっている。

障害児入所施設は、医療型障害児入所施設と福祉型障害児入所施設に制度上分けられたが、通院付き添いでみると、福祉型障害児入所施設の負担割合が大きいことがうかがえる。看護師配置加算、嘱託医制度があるものの、それだけでは対応しきれないため、児童指導員・保育士が通院に費やす時間等を含め、業務量が多くなっている。

表46 受診科目別の通院の状況（令和4年度実績）

	施設数	実人数	在籍比	延べ回数	1施設平均	1人平均
精神科・脳神経外科	136	2,228	57.9	13,026	95.8	5.8
小児科・内科	142	3,336	86.7	16,952	119.4	5.1
外科・整形外科	123	776	20.2	2,020	16.4	2.6
歯科	126	2,042	53.1	6,590	52.3	3.2
その他	118	2,663	69.2	8,700	73.7	3.3
実数	156	3,849	100	47,288	303.1	12.3

(2) 服薬の状況

服薬の状況〔表47〕は、最も多いのが向精神薬・抗不安薬で1,745人（45.3%）、次いで睡眠薬が695人（18.1%）、抗てんかん薬が634人（16.5%）となっている。

表47 服薬の状況

	施設数	人数	%
抗てんかん薬	139	634	16.5
抗精神薬・抗不安薬	146	1,745	45.3
睡眠薬	118	695	18.1
心臓疾患	26	31	0.8
腎臓疾患	9	12	0.3
糖尿病	8	8	0.2
喘息	37	53	1.4
貧血	34	31	0.8
その他	73	471	12.2
実数	156	3,849	100

(3) 入院の状況

入院の状況〔表48〕は、令和4年度に入院があったのは81施設184人で、入院日数は6,133日、入院付添い日数は229日であった。

表48 令和4年度入院の状況

入院あり			%
施設数		81	51.9
人数		184	4.8
日数		6,133	
	うち付添日数	229	

(%はそれぞれ施設数比、在籍数比)

(4) 契約制度の影響

毎年、僅かではあるが「経済的負担を理由とした通院見合わせ」、「医療費の支払いの滞納」が発生している。子どもの健全な育成を考える上で、適切な医療受診は欠かすことができず、今後は制度的な対応も必要であろう。

表49 保険証の資格停止・無保険（契約児）

		%
施設数	11	7.1
令和4年度延べ人数	29	0.8
令和5年6月1日現在延べ人数	26	0.7

表50 経済的負担を理由とした通院見合わせ（令和4年度～令和5年6月1日まで）

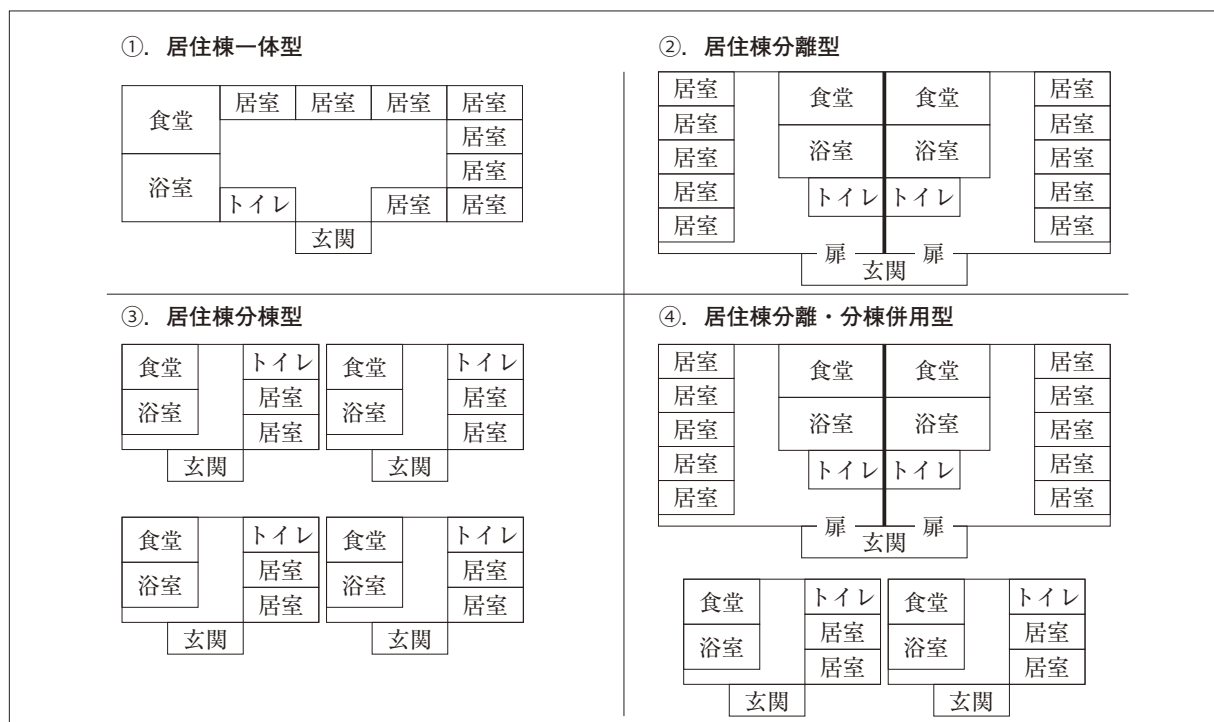
		%
ある人数	1	0.0
延べ回数	1	

表51 医療費の支払いの滞納（令和5年5月末日）

		%
ある人数	2	0.1
延べ金額（円）	18,610	

Ⅲ 施設の設備・環境と暮らしの状況

1. 施設建物の形態



形態分類

1. 居住棟一体型（多層構造や渡り廊下等で連なっている構造も含む）
2. 居住棟分離型（構造上は一体型であるが、出入口や仕切り等を設け、生活単位を分けて使用している構造）
3. 居住棟分棟型（生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造）
4. 居住棟分離・分棟併用型（敷地内に上記2. 3を併せて設けている構造）
5. 敷地外に生活の場を設けている（自活訓練も含む）

施設の形態〔表52〕は、生活環境の質の高さを検討するために、施設の形態を上記のように5つに分類し、調査をしたものである。居住棟一体型が79施設（50.6%）と最も多く約半数を占め、分離型が51施設（32.7%）、分棟型は10施設（6.4%）、分離・分棟併用型は6施設（3.8%）となった。

「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の報告書において、小規模化を推進すべきであると明記されており、家庭的な養育環境の推進整備が進むことが望まれる。

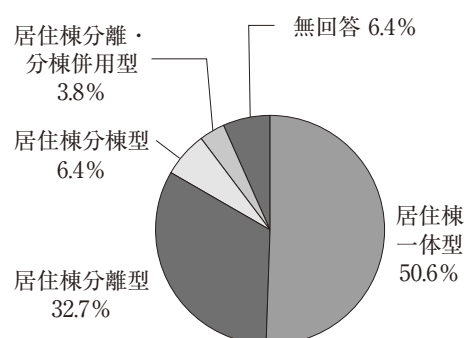


表52 施設の形態

	施設数	%
居住棟一体型	79	50.6
居住棟分離型	51	32.7
居住棟分棟型	10	6.4
居住棟分離・分棟併用型	6	3.8
敷地外に生活の場を設けている（自活訓練含む）	0	0
か所数（箇所）	0	
食事は本体より配食	0	
食事は自前調理	0	
本体からの配食＋自前調理	0	
無回答	10	6.4
計	156	100

2. 居住スペースと生活支援スタッフの構成

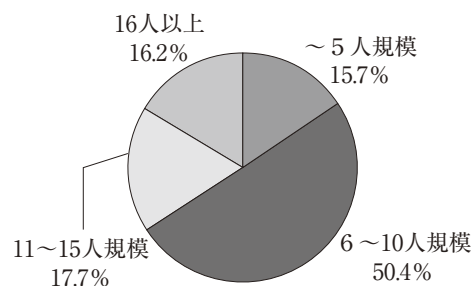
生活単位とは入所児と固定されたスタッフを中心に、衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり、環境・構造的にも独立した形態をもつ単位。

(1) 生活単位の設置数

生活単位の設置数〔表53〕について、規模別施設数で最も多かったのは、6人から10人で53施設・173単位となっており、16人以上が35施設・58単位、11人から15人が32施設・63単位、5人以下が19施設・64単位であった。

全生活単位のうち10人以下の小規模な生活単位が占める割合が前年度調査67.9%から66.2%と減少している。

なお、平成24年度に創設された小規模グループケア加算を受けている施設は41施設（26.3%）〔表68〕と、生活単位の小規模化と小規模グループケアを実施する施設が減少傾向にある。



生活単位規模別の状況

表53 生活単位の設置数

	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16人以上	計 (施設数は実数)
生活単位数	64	173	63	58	358
%	17.9	48.3	17.6	16.2	100
公立	34	46	31	26	137
民立	30	127	32	32	221
施設数	19	53	32	35	139
施設平均	3.4	3.3	2.0	1.7	2.5

(2) 専任スタッフ数

〔表53〕の生活単位358単位に対して、専任スタッフ〔表54〕は、1,810人配置され、1単位平均4.9人となっている。規模別の専任スタッフ数は、1単位16人以上の規模で9.4人、11人から15人の規模が7.2人、6人から10人が3.7人、5人以下が1.9人となっている。

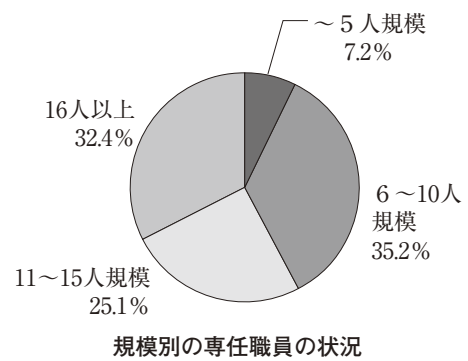


表54 専任スタッフ

	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16人以上	計
専任スタッフ（人）	123	638	454	544	1,810
単位平均（人）	1.9	3.7	7.2	9.4	4.9
公立	83	190	271	207	751
民立	40	448	183	337	1,008
施設数	19	53	32	35	139
平均（人）	6.5	12.0	14.2	15.5	12.7

(3) 児童と直接支援職員の比率

児童定員と直接支援職員数の比率〔表55〕では、職員1人に対し児童2.5～3人以下が41施設（26.3%）と最も多く、職員1人に対し児童3人以下の施設数合計が121施設（77.6%）と大勢を占めている。設置主体別に見ると、職員1人に対し児童3人以下の施設が、公立40施設（83.3%）、民立81施設（75%）と減少している。

在籍数と直接支援職員数の比率〔表56〕では、職員1人に対して児童2～2.5人以下が44施設（28.2%）と最も多く、職員1人に対し児童3人以下の施設の合計が141施設（90.4%）と年々大幅に増加している。設置主体別では、職員1人に対し児童3人以下の施設が公立では合計43施設（89.6%）、民立は合計98施設（90.7%）と大勢を占めている。さらに、在籍比で職員1人に対し児童2人以下の施設も109施設（69.9%）となっており、手厚い職員配置をしている施設が多くを占め、年々増加傾向にある。

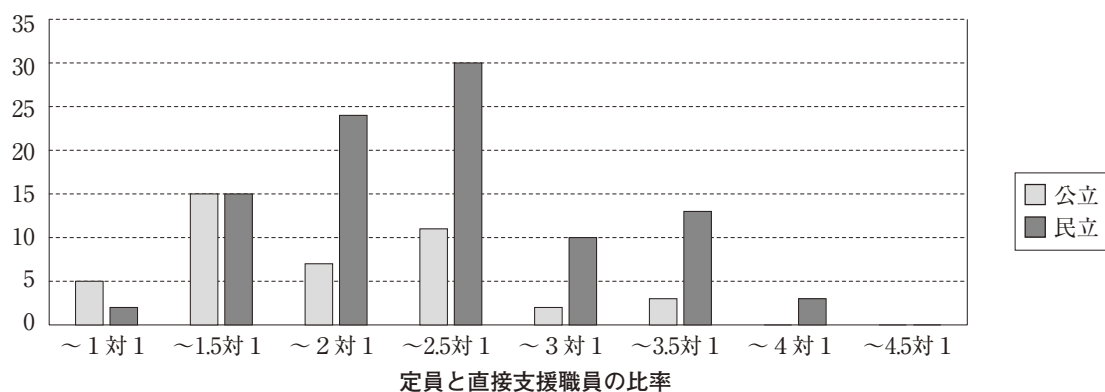


表55 定員：直接支援職員の比率

定員：職員	～1：1	～1.5：1	～2：1	～2.5：1	～3：1	～3.5：1	～4：1	～4.5：1	無回答	計
施設数	7	30	31	41	12	16	3	0	16	156
%	4.5	19.2	19.9	26.3	7.7	10.3	1.9	0	10.3	100
公立	5	15	7	11	2	3	0	0	5	48
%	10.4	31.3	14.6	22.9	4.2	6.3	0	0	10.4	100
私立	2	15	24	30	10	13	3	0	11	108
%	1.9	13.9	22.2	27.8	9.3	12.0	2.8	0	10.2	100

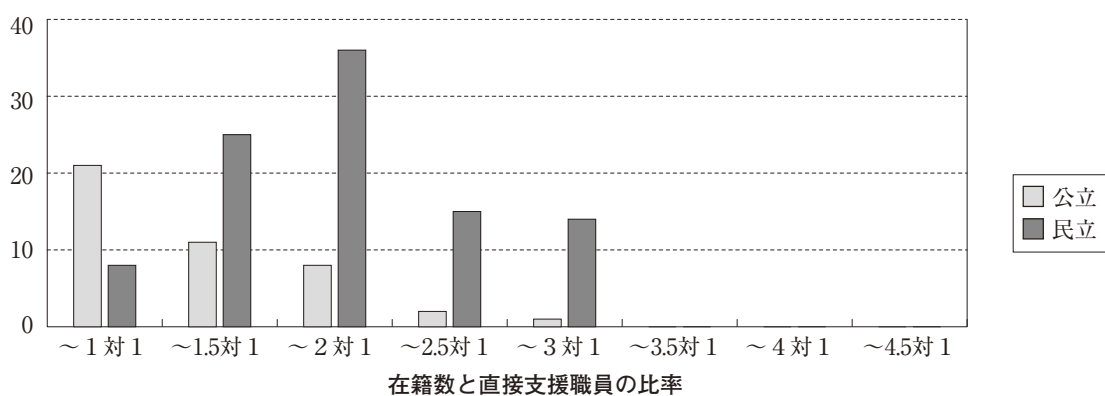


表56 在籍数：直接支援職員の比率

在籍：職員	～1：1	～1.5：1	～2：1	～2.5：1	～3：1	～3.5：1	～4：1	～4.5：1	無回答	計
施設数	29	36	44	17	15	0	0	0	15	156
%	18.6	23.1	28.2	10.9	9.6	0	0	0	9.6	100
公立	21	11	8	2	1	0	0	0	5	48
%	43.8	22.9	16.7	4.2	2.1	0	0	0	10.4	100
私立	8	25	36	15	14	0	0	0	10	108
%	7.4	23.1	33.3	13.9	13.0	0	0	0	9.3	100

3. 「自活訓練事業」の実施状況

施設機能強化推進事業の特別事業として制度化され、継続している自活訓練事業の実施状況〔表57〕は、24施設（14.0％）で取り組まれている。設置主体別では公立が6施設（12.5％）、民立が18施設（16.7％）となっている。また自活訓練事業の実施について今後検討すると回答した施設は、公立は10施設、民立は33施設となっている。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定では、自活訓練事業について、加算の見直し、算定要件の見直し等が行われたが、今後この制度のさらなる活用がなされることを期待したい。

表57 自活訓練事業の実施状況

			計	%
自活訓練事業の実施施設数			24	14.0
公立	実施している		6	12.5
	自活訓練加算	措置（人）	13	
		契約（人）	3	
		加算対象外〔独自加算〕（人）	4	
	今後検討する		10	20.8
	無回答		32	66.7
	計		48	100
民立	実施している		18	16.7
	自活訓練加算	措置（人）	19	
		契約（人）	4	
		加算対象外〔独自加算〕（人）	7	
	今後検討する		33	30.6
	無回答		57	52.8
	計		108	100

Ⅳ 地域生活・在宅サービスの状況

1. 障害児等療育支援事業の実施状況

障害児等療育支援事業の実施状況〔表58〕は、「実施している」が18施設（11.5％）で前年度調査（15施設9.9％）と比較すると3施設増加している。

事業内容別実施件数〔表59〕においては、「外来療育等相談事業」における実施件数が1,789件と前年度調査（2,160件）と比較して減少がみられる。なお「施設支援事業」については、保育所・幼稚園における実施件数（411件、前年度調査87件）、学校における実施件数（376件、前年度調査90件）ともに大幅に増加している。成人期までの支援対象としている事業であるが、実質的には児童期の支援にそのニーズが集中していることが推察され、児童期においては児童発達支援センターをはじめとする通所系の事業所における「保育所等訪問支援事業」の拡充等もあるが、総合的な療育支援として大幅な増加につながっているものと考えられる。

当事業は利用負担が発生しないことなど活用意義は充分にあるものの、支援形態や支援内容について今後柔軟な見直しが必要であろう。

表58 障害児等療育支援事業（都道府県の地域生活支援事業とした事業等）の実施数

	施設数	%
実施している	18	11.5
法人内の他施設が実施している	20	12.8
実施していない	90	57.7
無回答	28	17.9
計	156	100

表59 事業内容別実施件数

	件数
訪問療育等指導事業	625
外来療育等相談事業	1,789
施設支援事業	909
保育所・幼稚園	411
学 校	376
作業所	111
その他	11

2. 短期入所事業の実施状況

短期入所事業の実施状況〔表60〕は、「実施している」が144施設（92.3％）で9割の施設が実施している。また、併設型の定員規模別施設数〔表61〕は、定員4人が最も多く25施設（29.8％）、次いで定員2人が16施設（19.0％）、定員5人が12施設（14.3％）、3人が9施設（10.7％）となっている。

利用実績〔表62〕については、利用実人数が1,489人（前年度調査1,150人）、延べ利用件数が3,704件（前

年度調査2,849件), 延べ利用日数が10,679日(前年度調査9,392日)となっており, 新型コロナウイルス感染症の5類への移行で利用実績が回復してきているものと推察される。

延べ利用件数の内訳〔表62-2〕では, 1泊が2,058件(55.6%)と最も多く, 次いで2泊が705件(19.0%)となっている。

現在利用中(滞在中)の児童の最長日数〔表63〕では7日以内の利用が最も多く37.1%を占めている。

年間180日以上利用する場合の理由〔表64〕については, 最も多いのが「障害者支援施設への入所待機」で, 施設数9件(36.0%), 人数18人(42.9%)となっている。

施設・事業所への入所待機のための利用については, 前年度調査と同様, 半数を超える割合を占めているが, 移行時における課題の受け皿としての利用が多いことが推測される。ただ, 今後も移行が進んでいくため利用施設数, 人数ともに大きく減少することが予想される。

表60 短期入所事業の実施状況

	施設数		%
実施している	144		92.3
	併設型	84	—
	空床型	69	—
	無回答	14	—
実施していない	8		5.1
無回答	6		3.8
計	156		100

表61 定員規模別施設数(併設型)

	施設数	%
1人	1	1.2
2人	16	19.0
3人	9	10.7
4人	25	29.8
5人	12	14.3
6人	7	8.3
7人	1	1.2
8人	3	3.6
9人以上	10	11.9
計	84	100

表62 利用実績(令和5年4月～令和5年6月までの3か月間)

利用実人数	1,489
利用件数(延べ)	3,704
利用日数(延べ)	10,679
1人当たりの平均利用件数	2.5
1事業所当たりの利用実人数	10.3

表62－2 利用件数（延べ）内訳

	1泊	2泊	3泊	4～6泊	7～13泊	14～28泊	29泊以上	不明	計
利用件数	2,058	705	312	351	88	51	69	70	3,704
%	55.6	19.0	8.4	9.5	2.4	1.4	1.9	1.9	100

表63 現在利用中（滞在中）の児童の最長日数

	～7日	8～14日	15～21日	22～30日	31～60日	61～90日	91～179日	180日以上	計
利用日数	39	15	5	11	14	10	10	1	105
%	37.1	14.3	4.8	10.5	13.3	9.5	9.5	1.0	100

表64 年間180日以上利用する場合の理由

	施設数	%	人数	%
障害者支援施設への入所待機のため	9	36.0	18	42.9
グループホームへの入居待機のため	3	12.0	3	7.1
その他福祉施設等への入所待機のため	1	4.0	1	2.4
地域での自立した生活をするための事前準備のため	4	16.0	7	16.7
本人の健康状態の維持管理のため	1	4.0	1	2.4
家族の病気等のため	3	12.0	4	9.5
その他	4	16.0	8	19.0
計	25	100	42	100

3. 日中一時支援事業の実施状況

市町村の地域生活支援事業である日中一時支援事業の実施状況〔表65〕は、「実施している」が111施設（71.2％）と前年度調査（108施設）と比較して横ばいの状況である。

表65 日中一時支援事業の状況

	施設数	%
実施している	111	71.2
実人数	1,880	
延べ人数	23,393	
実施していない	35	22.4
無回答	10	6.4
計	156	100
実施市区町村数	200	

4. 福祉教育事業の実施状況

福祉教育事業の実施状況〔表66〕は、「実施している」が129施設（82.7％）と前年度調査より10施設、4.4ポイント増加している。

事業内容と受け入れ状況〔表66－2〕については、「小・中・高校生のボランティア」の受け入れ人数が179人と前年度調査（72人）から増加、また「民間作業ボランティア」についても2,311人と前年度調査（422人）から大幅な増加がみられる。いずれも新型コロナウイルス感染症の「5類への移行」の影響によるものと思われるが、「福祉教育」の視点からは、早期からのボランティア体験が意義あると考えられるため、小・中・高校生のボランティアの受け入れが学校側との連携により計画的に行われていくことが望まれる。

表66 福祉教育事業の実施状況

		施設数	%
	実施している	129	82.7
	実施していない	17	10.9
	無回答	10	6.4
	計	156	100
公立	実施している	36	75.0
	実施していない	8	16.7
	無回答	4	8.3
	計	48	100
私立	実施している	93	86.1
	実施していない	9	8.3
	無回答	6	5.6
	計	108	100

表66－2 事業内容と受け入れ状況

	総計		公立		私立	
	施設数	人数	施設数	人数	人数	延人数
小・中・高校生のボランティア	12	179	4	133	8	46
民間ボランティア	22	2,311	10	1,503	12	808
学校教員・教職免許の体験実習	25	185	9	39	16	146
単位実習〔保育士〕	108	1,444	33	490	75	954
単位実習〔社会福祉士・主事〕	26	61	10	26	16	35
施設職員の現任訓練	5	39	2	23	3	16
その他	20	380	8	173	12	207

5. 地域との交流

表67 地域との交流

交流内容	施設数	%	公立	民立
入所児の地域行事・地域活動等への参加	86	55.1	30	56
地域住民の施設行事への参加	44	28.2	17	27
施設と地域との共催行事の開催	13	8.3	5	8
地域住民をボランティアとして受け入れ	63	40.4	25	38
地域の学校等との交流	43	27.6	12	31
施設と地域が共同で防災・防犯訓練を実施	38	24.4	13	25
子育てや障害に関する相談会・講演会の実施	13	8.3	7	6
施設設備の開放や備品の貸し出し	63	40.4	17	46
その他	9	5.8	0	9
実数	156	100	48	108

V 施設運営・経営の課題

1. 施設の運営費

(1) 加算の認定状況

令和5年度の加算認定状況〔表68〕について、前年度調査で加算取得率の高かった上位5項目（重度障害児支援加算、入院・外泊時加算、児童指導員等加配加算、栄養士配置加算、看護師配置加算）は、今年度調査においても高い取得率となっている。令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において新設されたソーシャルワーカー配置加算については、前年度調査30施設（19.7%）から45施設（28.8%）に増加しており、家族支援や移行支援における体制を整えていることが推察される。小規模グループケア加算は、前年度調査41施設（27.0%）と変化はなかった。また、小規模グループケア加算（サテライト型）については、前年度調査2施設（1.3%）から0施設となった。小規模グループケア加算が創設されて以来、令和3年度までは施設数は増加していたものの、ここ数年はほぼ横ばいであり、サテライト型と合わせて、職員の確保や生活環境の整備にかかる課題が大きいものと推測される。強度行動障害児特別加算については、前々年度36施設（20.9%）、前年度18施設（11.8%）、今年度は14施設（9.0%）と減少し続けており、成人施設への移行調整が大きく進む中で減少しているものと推察される。

表68 令和5年度の加算認定状況

	施設数	%
重度障害児支援加算	121	77.6
入院・外泊時加算	114	73.1
児童指導員等加配加算	106	67.9
栄養士配置加算	99	63.5
看護師配置加算	97	62.2
職業指導員加算	53	34.0
ソーシャルワーカー配置加算	45	28.8
小規模グループケア加算	41	26.3
心理担当職員配置加算	36	23.1
栄養ケアマネジメント加算	32	20.5
乳幼児加算	24	15.4
入院時特別支援加算	17	10.9
重度重複障害児加算	17	10.9
自活訓練加算	14	9.0
地域移行加算	14	9.0
強度行動障害児特別加算	14	9.0
小規模グループケア加算（サテライト型）	0	0
施設数	156	100

(2) 自治体の補助の状況

自治体の加算措置〔表69〕については、人件費等の事務費の補助は「ある」が40施設・25.6%（前年度34施設・22.4%）に、「ない」が100施設・64.1%（前年度99施設・65.1%）となっている。事業費に対する加算措置は、「ある」が40施設・25.6%（前年度34施設・22.4%）、「ない」が97施設・62.2%（前年度97施設・63.8%）となった。前年度調査との比較では、事務費・事業費ともに自治体の補助が微増している。

表69 自治体の加算措置の有無 一職員配置等の事務費および事業費の補助一

	事務費	%	事業費	%
ある	40	25.6	40	25.6
ない	100	64.1	97	62.2
無回答	16	10.3	19	12.2
計	156	100	156	100

2. 在所延長規定の廃止に伴う今後の施設整備計画

(1) 障害者支援施設の指定状況

平成24年施行の改正児童福祉法により在所延長規定が廃止され、障害児入所施設に関する在り方検討会報告書でも満18歳をもって退所する取扱いを基本とすることが明記されたが、成人としての基準を満たさないまま「みなし規定」により継続する「経過的サービス費」の支給は、令和5年度末までは継続するとされている。現に在所している満18歳以上の入所者の在所継続のための障害者支援施設の指定状況〔表70〕については、「障害者支援施設の指定を受けている」が前々年度調査66施設（38.4%）、前年度調査48施設（31.6%）、今年度調査44施設（28.2%）と年々減少している。

表70 障害者支援施設の指定状況

	施設数	%	公立	民立
受けている	44	28.2	13	31
受けていない	112	71.8	35	77
計	156	100	48	108

(2) 今後の対応方針

在所延長規定の廃止により、今後は児童施設として維持するのか障害者支援施設に転換するのか対応の方針を定めなければならないこととされている。今後の対応方針〔表71〕では、「児童施設として維持する」が131施設・84.0%（前年度122施設・80.3%）、「障害者支援施設を併設する」が15施設・9.6%（前年度16施設・10.5%）、「障害者支援施設に転換する」は0施設（前年度1施設・0.7%）となっている。令和4年6月の改正児童福祉法により、22歳までの入所継続が可能となることが法律で明記されたことに伴い、児童施設として維持をする施設の割合が更に高くなっていると推察される。

表71 今後の対応方針

	施設数	%	公立	民立
児童施設として維持する	131	84.0	43	88
障害者支援施設を併設する	15	9.6	4	11
障害者支援施設に転換する	0	0	0	0
無回答	10	6.4	1	9
計	156	100	48	108

(3) 今後の児童施設の定員

今後の児童施設の定員〔表72〕については、「児童施設の定員の変更なし」は135施設・86.5%（前年度130施設・85.5%）,「児童施設の定員を削減する」は12施設・7.7%（前年度7施設・4.6%）とそれぞれ増加した。「定員を削減する」の内訳は、公立は0施設から3施設に増加、民立は9施設で同数となっている。削減予定数は113人から249人と倍以上の伸びとなった。定員の削減については、障害者支援施設を併設又は転換といった方針によるものや、施設建て替え時の適正定員の設定、在籍児が定員に満たない状況から定員削減に踏み切るなどの要因があると推察される。

表72 今後の児童施設の定員

	施設数	%	公立	民立
定員の変更なし	135	86.5	44	91
定員を削減する	12	7.7	3	9
削減数（人）	249		30	219
無回答	9	5.8	1	8
計	156	100	48	108

(4) 障害種別の一元化に向けた対応

身体障害、盲・ろうあ児の受け入れに伴う設備・構造の状況についてみると、身体障害の車椅子対応〔表73〕について、「現状で受け入れが可能」な施設は37施設・23.7%（前年度34施設・22.4%）,「受け入れ困難」な施設は56施設・35.9%（前年度61施設・40.1%）となっている。

また、盲・ろうあ児の受け入れ〔表74〕については、「現状で受け入れ可能」とする施設は17施設・10.9%（前年度8施設・5.3%）と増加し、「受け入れ困難」な施設は85施設・54.5%（前年度84施設・55.3%）となっている。受け入れが困難である要因については、環境面における安全配慮が困難であることや、より支援や配慮が求められるものの、職員の十分な配置や確保が困難であることなどが推察される。

表73 身体障害の車椅子対応

	計	%	公立	民立
現状で可能	37	23.7	14	23
改築等が必要	40	25.6	19	21
受け入れ困難	56	35.9	12	44
無回答	23	14.7	3	20
計	156	100	48	108

表74 盲・ろうあ児の受け入れ

	計	%	公立	民立
現状で可能	17	10.9	6	11
改築等が必要	27	17.3	11	16
受け入れ困難	85	54.5	28	57
無回答	27	17.3	3	24
計	156	100	48	108

3. 在所延長している児童の今後の見通し

在所延長している児童の今後の見通し〔表75〕については、施設入所支援対象が40施設・95人（18歳以上の在籍者41.7%）、グループホーム対象が41施設・60人（同26.3%）、家庭引き取りが2施設・2人（同0.9%）となっている。令和5年度末までに移行可能となっているのは、施設入所支援で46人（同20.2%）、グループホームで35人（同15.4%）にとどまっており、引き続き都道府県と市区町村が連携した移行支援体制を早急に構築することが望まれる。

表75 在所延長している児童の今後の見通し

		数	%（*）	公立	民立
家庭引き取り	施設数	2	1.3	1	1
	人数	2	0.9	1	1
单身生活	施設数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
施設入所支援対象	施設数	40	25.6	14	26
	人数	95	41.7	27	68
	令和5年度末までに移行可能	46	20.2	12	34
グループホーム対象	施設数	41	26.3	12	29
	人数	60	26.3	18	42
	令和5年度末までに移行可能	35	15.4	17	18

（*）施設数の％は回答施設数における割合、人数の％は18歳以上の在籍者数における割合

4. 児童相談所との関係

(1) 措置後の児童福祉司等の施設訪問

児童相談所が入所措置を行った後の児童福祉司等の施設訪問〔表76〕については、令和4年度に訪問があったのは135施設（86.5%）、訪問はないが8施設（5.1%）となっている。訪問のある児童相談所の箇所数〔表76-2〕では、5か所以上が34施設（25.2%）で最も多く、次いで2か所が25施設（18.5%）となっている。

令和4年度訪問回数〔表76-3〕は、5回以上が72施設（53.3%）と最も多く、次いで1回が8施設（5.9%）となっている。訪問のあった施設では児童相談所職員の訪問回数は比較的多いといえるが、訪問回数が少ない施設もあることから、児童相談所の取り組みや対象となる児童の支援の内容に温度差があることがうかがえる。

表76 措置後の児童福祉司等の施設訪問

	施設数	%
令和4年度に訪問あった	135	86.5
訪問はない	8	5.1
不明・無回答	13	8.3
計	156	100

表76-2 令和4年度訪問箇所数（児童相談所数）

令和4年度訪問箇所数	施設数	%
1 か所	17	12.6
2 か所	25	18.5
3 か所	23	17.0
4 か所	17	12.6
5 か所以上	34	25.2
不明・無回答	19	14.1
訪問のあった施設実数	135	100

表76-3 令和4年度訪問回数

令和4年度訪問回数	施設数	%
1 回	8	5.9
2 回	5	3.7
3 回	3	2.2
4 回	7	5.2
5 回以上	72	53.3
不明・無回答	40	29.6
訪問のあった施設実数	135	100

(2) 児童相談所との連携

児童相談所との連携〔表77〕は、「県単位で児童相談所と施設の定期協議を行っている」が46施設（29.5%）,「定期的に児童相談所を訪問して協議している」が11施設（7.1%）,「不定期であるが、児童相談所を訪問して協議している」が63施設（40.4%）であった。

契約制度の導入により児童相談所と施設の連携が希薄になっていることが施設現場から指摘されているが、定期的や不定期に協議の場を通じて児童相談所との関係を強化しなければ、複雑化している家庭環境や虐待に代表される児童福祉の危機に適切に対応していくことはできないであろう。施設側から積極的に児童相談所に働きかけをしていくことが必要である。

表77 児童相談所との連携

(重複計上)

	施設数	%
県単位で児童相談所と施設の定期協議を行っている	46	29.5
定期的に児童相談所を訪問して協議している	11	7.1
不定期であるが、児童相談所を訪問して協議している	63	40.4
特に行っていない	26	16.7
不明・無回答	14	9.0
施設実数	156	100

(3) 18歳以降の対応

18歳以降の対応〔表78〕については、措置児童の場合、「18歳到達日以降の措置延長は原則として認められない」が4施設（2.6%）,「高校（高等部）卒業までは措置延長が認められるが、それ以降は認められない」が44施設（28.2%）,「高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの措置延長が認められる」が96施設（61.5%）であった。一方、契約児童の18歳以降の対応は「18歳到達日以降の支給期間延長は原則として認められない」が8施設（5.1%）,「高校（高等部）卒業までは支給期間延長が認められるが、それ以降は認められない」が71施設（45.5%）,「高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの支給期間延長が認められる」が44施設（28.2%）,「20歳以降も事情により支給期間延長が認められる」が13施設（8.3%）であった。

高等部卒業までしか在所延長が認められない割合は契約の方が高く、事情により20歳まで在所延長が認められる割合は措置の方が高くなっている。施設として入所時点で退所後をどうするのか等、児童相談所との連携を深めていく必要がある。

表78 18歳以降の対応

	措置	%	契約	%
18歳到達日以降の措置延長は原則として認められない	4	2.6	8	5.1
高校（高等部）卒業までは措置延長が認められるが、それ以降は認められない	44	28.2	71	45.5
高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの措置延長が認められる	96	61.5	44	28.2
20歳以降も事情により措置延長が認められる	—	—	13	8.3
不明・無回答	15	9.6	21	13.5
施設実数	156	100	156	100

5. 利用者負担金の未収状況

利用者負担金の未収状況〔表79〕は、令和4年度の未収が30施設161人（うち令和3年度未収人数は14施設112人）となっている。この状況は、施設だけの責任では済まされないため、何らかの措置を要望する必要がある。

表79 利用者負担金の未収状況

	計
令和4年度未収人数	161
施設数	30
令和4年度未収額（単位千円）	16,511
令和3年度未収人数	112
施設数	14
うち令和3年度未収額（単位千円）	12,998

6. 苦情解決の実施状況

苦情受付件数〔表80〕をみると、令和4年度に苦情が1件以上寄せられたと回答した施設が45施設（28.8%）、総件数は120件、1施設平均2.7件であった。件数別にみると、1～4件が39施設（25.0%）、5件～9件が5施設（3.2%）、10件以上は1施設（0.6%）、0件は90施設（57.7%）であった。

表80 苦情受付件数

	施設数	%	件数計
令和4年度苦情受付総数	45		120
0件	90	57.7	
1～4件	39	25.0	
5～9件	5	3.2	
10件～	1	0.6	
無回答	21	13.5	
計	156	100	

苦情の内容〔表80－2〕は、「生活支援に関すること」が25施設41件、「施設運営に関すること」が11施設19件、「その他」が22施設60件で、日常生活に関する苦情が多くなっている。

苦情受付総数は、前年度調査113件から120件へ微増しており、施設運営や生活支援に対する苦情が潜在化しないためにも、日々の実践の中で見落としのないようにしていかなければならない。

表80－2 苦情の内容

	施設数	%	件数計
施設運営に関すること	11	24.4	19
生活支援に関すること	25	55.6	41
その他	22	48.9	60
苦情のあった施設数	45	100	120

第三者委員等との相談頻度〔表80－3〕は、最も多い頻度は「年に1回」65施設（41.7%）、次いで「学期に1回」22施設（14.1%）、「月1回」は14施設（9.0%）となっており、日常的な活動というより形式的なレベルにある状況は変わらない。また、「相談の機会はない」との回答は46施設（29.5%）となっている。今後、第三者委員の活動を形式的なものに止めずに福祉サービスの質の向上が図られるような実質的な活動にしていくためには、積極的に取り組んでいる施設の活動等を参考にしていくことが必要であろう。

表80－3 第三者委員等との相談頻度

	施設数	%
月1回	14	9.0
学期に1回	22	14.1
年に1回	65	41.7
相談の機会はない	46	29.5
無回答	9	5.8
計	156	100

調査票 C

※この調査票は、障害児入所施設（福祉型・医療型）、のみご回答ください。

全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査票【事業利用単位】

（令和5年6月1日現在）

記入責任者 氏 名		職 名

《留意事項》

1. 本調査票は障害児入所施設（福祉型・医療型）事業を対象としています。

当該事業を利用する利用者の状況についてご回答ください。

- ①「障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて児童福祉法による「経過施設入所支援」、「経過的生活介護」、「経過療養介護」等の事業を実施する場合は、両事業の利用者も含めて「障害児入所施設（福祉型・医療型）」としてご回答ください。

例：障害児入所施設（福祉型・医療型）に併せて経過施設入所支援、経過的生活介護、経過療養介護、を実施
→ 調査票は1部作成（「障害児入所施設（福祉型・医療型）」で1部）

- ②従たる事業については、当該事業の利用者を主たる事業に含めてご回答ください。

2. 設問は特別の指示がない場合にはすべて令和5年6月1日現在でご回答ください。

3. マークのある欄は同じ数値が入ります。指示のない限り整数でご回答ください。

※人数等に幅（1～2人など）を持たせないでください。

4. 本調査の結果は、統計的に処理をするためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

☆下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。（印字がない部分をご記入ください。）

なお、日本知的障害者福祉協会会員データへの反映には、別途「全国知的障害関係施設・事業所名簿」巻末の“変更届”にて変更内容を記載し、ご提出（FAX：03-3431-1803）いただく必要がございます。

施設・事業所の名称			電 話	
上記の所在地				
経営主体の名称				
施設・事業の種類 ※1つの事業所で2つ以上の事業を実施している場合は、1事業ごとに調査票（コピー）を作成してください。	※施設・事業の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当の番号を選択してください。	〇1. 障害児入所施設（福祉型・医療型） 〇2. 児童発達支援センター（福祉型・医療型） 11. 療養介護 12. 生活介護 13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 14. 自立訓練（宿泊型） 15. 就労移行支援 16. 就労継続支援 A 型 17. 就労継続支援 B 型 18. 施設入所支援 20. 多機能型 20-11. 療養介護 20-12. 生活介護 20-13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 20-14. 自立訓練（宿泊型） 20-15. 就労移行支援 20-16. 就労継続支援 A 型 20-17. 就労継続支援 B 型		
該当する場合にはチェックをしてください。 上記事業に付帯して、 ☐ ①就労定着支援 ☐ ②居宅訪問型児童発達支援 を行っている。				

[1] 定 員	人	開設年月	移行年月

☆恐れ入りますが、調査票3ページ右下枠内に番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

〔2〕 現在員 (1)(2)(4)の男女別 人員計は 一致する こと	(1) 契約・措置利用者数 (合計)							①男 ★ 人		②女 ☆ 人		計 ● 人					
	(2) 年齢別在籍者数																
	年齢	2歳以下	3～5歳	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	計
	1.男															★	
	2.女															☆	
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人	
	うち障害児・者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	(3) 平均年齢 ※小数点第2位を四捨五入すること							. 歳									
	(4) 利用・在籍年数別在籍者数※障害者自立支援法事業の施行（平成18年10月）による新たな事業への移行から利用・在籍している年数で計上のこと ※「18.施設入所支援」、「01.障害児入所施設（福祉型・医療型）」は旧法施設からの利用・在籍年数で計上のこと																
	在籍年数	0.5年未満	0.5～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20～30年未満	30～40年未満	40年以上	計				
	1.男												★				
	2.女												☆				
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人					
〔3〕 障害支援区分別在籍者数 ※「療養介護」、「生活介護」、「18.施設入所支援」のみ回答のこと ※〔2〕の人員計と一致すること ※「01.障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて経過施設入所支援、経過的生活介護を実施する場合は対象者のみ計上のこと							非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	不明・未判定	計		
							人	人	人	人	人	人	人	人	● 人		
〔4〕 療育手帳程度別在籍者数 ※〔2〕の人員計と一致すること		1. 最重度・重度		2. 中軽度			3. 不所持・不明			計							
		人		人			人			● 人							
〔5〕 身体障害の状況 ※身体障害者手帳所持者についてのみ回答のこと	手帳所持者実数	手帳に記載の障害の内訳 ※重複計上可	1. 視覚	2. 聴覚	3. 平衡	4. 音声・言語又は咀嚼機能	5. 肢体不自由	6. 内部障害									
	○ 人		人	人	人	人	人	人									
〔6〕 身体障害者手帳程度別在籍者数 ※〔5〕の手帳所持者実数と一致すること ※重複の場合は総合等級を回答		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計									
		人	人	人	人	人	人	○ 人									
〔7〕 精神障害者保健福祉手帳の程度別在籍者数		1 級		2 級		3 級		計									
		人		人		人		人									
〔8〕 精神障害の状況 ※医師の診断名がついているもののみ記入すること ※てんかんとてんかん性精神病は区別し、てんかん性精神病のみ計上のこと ※その他の欄に精神遅滞は計上しないこと		1. 自閉スペクトラム症（広汎性発達障害、自閉症など）			人	4. てんかん性精神病		人									
		2. 統合失調症			人	5. その他（強迫性心因反応、神経症様反応など）		人									
		3. 気分障害（周期性精神病、うつ病性障害など）			人	計		人									
〔9〕「てんかん」の状況 ※てんかんとして現在服薬中の人数		人	〔10〕 認知症の状況		1. 医師により認知症と診断されている人数		2. 医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数										
					うちダウン症の人数		うちダウン症の人数										
			人		人		人										
〔11〕 矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退所・退院した利用者数 ※矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院をさす（基準日現在）		1. 矯正施設		2. 更生保護施設		3. 指定入院医療機関		計									
		うち3年以内		うち3年以内		うち3年以内		うち3年以内									
		人 人		人 人		人 人		人 人									
〔12〕 上記〔11〕のうち地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数 ※「18.施設入所支援」「自立訓練（宿泊型）」のみ回答のこと							人										

[13] 支援度	支援度の指標	1 級 常時全ての面で支援が必要	2 級 常時多くの面で支援が必要	3 級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4 級 点検、注意又は配慮が必要	5 級 ほとんど支援の必要がない		
[13]－A 日常生活面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	基本的生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面で介助が必要。	基本的生活習慣の形成が不十分のため、一部介助が必要。	基本的生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的生活習慣はほとんど形成されている、自主的な生活態度の養成が必要。	計	
	人 員	人	人	人	人	人	● 人	
[13]－B 行動面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。	計	
	人 員	人	人	人	人	人	● 人	
[13]－C 保健面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	身体的健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的精神変動がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。	計	
	人 員	人	人	人	人	人	● 人	
[14] 日常的に医療行為等を必要とする利用者数 ※事業所内（職員・看護師）によるもののみ計上のこと ※医療機関への通院による医療行為等は除く		1. 点滴の管理（持続的） ※1	人	6. 人工呼吸器の管理（侵襲、非侵襲含む） ※4	人	11. 導尿	人	
		2. 中心静脈栄養 ※2（ポートも含む）	人	7. 気管切開の管理	人	12. カテーテルの管理（コンドーム・留置・膀胱ろう）	人	
		3. ストーマの管理 ※3（人工肛門・人工膀胱）	人	8. 喀痰吸引（口腔・鼻腔・カニューレ内）	人	13. 排便	人	
		4. 酸素療法	人	9. 経管栄養の注入・水分補給（胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養）	人	14. じょく瘡の処置	人	
		5. 吸入	人	10. インシュリン療法	人	15. 疼痛の管理（がん末期のペインコントロール）	人	
		※1…長時間（24時間）にわたり点滴をおこない、針の刺し直し（針刺・抜針）も含む ※2…末梢からの静脈点滴が難しい方におこなう処置 ※3…皮膚の炎症確認や汚物の廃棄 ※4…カニューレ・気管孔の異常の発見と管理				計	人	
[15] 複数事業（所）利用者数 ※日中活動事業（所）・「02. 児童発達支援センター」のみ回答のこと ※定期的に利用する日中活動サービスが他にある場合のみ回答のこと ※同一事業を複数個所で利用している場合も計上のこと			人		※定期的に利用する日中活動サービスとは療養介護、生活介護、自立訓練（宿泊型は除く）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の6事業及び幼稚園、保育園とする			
[16] 日中活動利用者の生活の場の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※日中活動事業（所）・「02. 児童発達支援センター」のみ回答のこと ※利用契約をしている利用者の実数を回答のこと			1. 家庭（親・きょうだいと同居）		人	5. 福祉ホーム		人
			2. アパート等（主に単身・配偶者有り）		人	6. 施設入所支援		人
			3. グループホーム・生活寮等		人	7. その他		人
			4. 自立訓練（宿泊型）		人	計		● 人
[17] 施設入所支援利用者の日中活動の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※1 ページ目に「18. 施設入所支援」と印字されている調査票のみ回答のこと ※「01. 障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて実施する経過的施設入所支援は除く			1. 同一法人敷地内で活動				人	
			2. 同一法人で別の場所（敷地外）で活動				人	
			3. 他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動				人	
			4. その他の日中活動の場等で活動				人	
			計				● 人	
[18] 成年後見制度の利用者数 ※当該事業の利用者のみ対象			1. 後見		人	2. 保佐		人
						3. 補助		人

☆恐れ入りますが、調査票1 ページ右下枠内の番号を転記してください。→

施設コード

[19]ーA 令和4年度新規入所者の入所前（利用前）の状況 （令和4年4月1日～令和5年3月31日の1年間） ※該当期間に他の事業種別に転換した事業所はすべての利用者について回答のこと				イ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ロ. (1) と (2) の人員計が一致すること			
(1) 生活の場 (人)				(2) 活動の場 (人)			
1.家庭(親・きょうだいと同居)		15.精神科病院		1.家庭のみ		15.老人福祉・保健施設	
2.アパート等（主に単身）		16.施設入所支援		2.一般就労		16.一般病院・老人病院（入院）	
3.グループホーム・生活寮等		17.自立訓練（宿泊型）		3.福祉作業所・小規模作業所		17.精神科病院（入院）	
4.社員寮・住み込み等		18.少年院・刑務所等の矯正施設		4.職業能力開発校		18.療養介護	
5.職業能力開発校寄宿舎		19.その他・不明		5.特別支援学校（高等部含む）		19.生活介護	
6.特別支援学校寄宿舎		※前年度 1 年間に新規で入所された方の状況のみ計上してください。		6.小中学校（普通学級）		20.自立訓練	
7.障害児入所施設（福祉型・医療型）			7.小中学校（特別支援学級）		21.就労移行支援		
8.児童養護施設			8.その他の学校		22.就労継続支援 A 型		
9.乳児院			9.保育所・幼稚園		23.就労継続支援 B 型		
10.児童自立支援施設			10.障害児入所施設（福祉型・医療型）		24.地域活動支援センター等		
11.知的障害者福祉ホーム			11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		25.少年院・刑務所等の矯正施設		
12.救護施設			12.児童養護施設		26.その他・不明		
13.老人福祉・保健施設			13.乳児院				
14.一般病院・老人病院			14.救護施設				
			計				計
[19]ーB 令和4年度退所者の退所後（契約・措置解除後）の状況 （令和4年4月1日～令和5年3月31日の1年間） ※退所後6か月程度で死亡したケースも記入すること				イ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ロ. (1) と (2) の人員計が一致すること			
(1) 生活の場 (人)				(2) 活動の場 (人)			
1.家庭(親・きょうだいと同居)		14.施設入所支援		1.家庭のみ		15.一般病院・老人病院（入院）	
2.アパート等（主に単身）		15.自立訓練（宿泊型）		2.一般就労		16.精神科病院（入院）	
3.グループホーム・生活寮等		16.少年院・刑務所等の矯正施設		3.福祉作業所・小規模作業所		17.療養介護	
4.社員寮・住み込み等		17.その他・不明		4.職業能力開発校		18.生活介護	
5.職業能力開発校寄宿舎		小計		5.特別支援学校（高等部含む）		19.自立訓練	
6.特別支援学校寄宿舎		18.死亡退所※		6.小中学校（普通学級）		20.就労移行支援	
7.障害児入所施設（福祉型・医療型）		※前年度 1 年間に退所された方の状況のみ計上してください。		7.小中学校（特別支援学級）		21.就労継続支援 A 型	
8.児童養護施設			8.その他の学校		22.就労継続支援 B 型		
9.知的障害者福祉ホーム			9.保育所・幼稚園		23.地域活動支援センター等		
10.救護施設			10.障害児入所施設（福祉型・医療型）		24.少年院・刑務所等の矯正施設		
11.老人福祉・保健施設			11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		25.その他・不明		
12.一般病院・老人病院			12.児童養護施設		小計		
13.精神科病院			13.救護施設		26.死亡退所※		
			計		14.老人福祉・保健施設		計

[20] 介護保険サービスへの移行・併給状況									
※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。									
イ. 令和4年4月1日～令和5年3月31日の1年間に新規に移行又は併給を開始した者を計上すること									
No.	移行・併給 開始 年齢	性別	知的障害の 程度 (別表1より)	障害 支援区分	移行前の生活の場 (別表4より)	移行後の生活の場 (別表5より)	介護認定区分 (別表6より)	移行・併給後に利用を開始した別 表(5)のうち4～7以外の介護 保険サービス (別表7より) 複数選択可	移行・併給開始の 理由 (別表8より)
1									
2									
3									
4									
5									
6									

[21]就職の状況

※「児童発達支援センター」、「自立訓練（宿泊型）」、「施設入所支援」は除く。職場適応訓練は除く。

イ、令和4年4月1日～令和5年3月31日の1年間を調査すること

ロ、家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合も記入のこと

ハ、「事業利用（在所）年月」の欄は、現事業（所）での利用（在所）期間を記入のこと

ニ、「知的障害の程度」は、児童相談所または更生相談所の判定より記入すること

ホ、[19]-B、（2）活動の場、2一般就労の人数と一致すること

No.	就職時 年 齢	性別	事業利用 （在所）年月	知的障害の程度 （別表 1 より）	年金受給の有無 （別表 2 より）	雇用先の業種	仕事の内容	就職時の給与 （月額）	就職時の生活の場 （別表 3 より）
例	20 歳	男	2年 か月	4	4	飲食店	接客・食器洗浄	¥ 80,000	1
1			年 か月						
2			年 か月						
3			年 か月						
4			年 か月						
5			年 か月						
6			年 か月						
7			年 か月						
8			年 か月						
9			年 か月						
10			年 か月						

[22]死亡の状況

※1 ページ目施設・事業の種類「18.施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18.施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。

イ、令和4年4月1日～令和5年3月31日の1年間を調査すること

ロ、退所後6か月程度で死亡したケースも記入すること

ハ、[19]-B、（1）生活の場、18 死亡退所 の人数と一致すること

No.	死亡時年齢	性別	知的障害の程度（別表 1 より）	死亡場所（別表9より）	死因（右より選択）	
1	歳					1. 病気 2. 事故 3. その他
2						
3						
4						
5						
6						

別表 1	1. 最重度	2. 重度	3. 中度	4. 軽度	5. 知的障害なし
別表 2	1. 有：1 級	2. 有：2 級	3. 有：その他（厚生年金・共済年金）	4. 無	
別表 3	1. 家庭 5. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等	3. グループホーム・生活寮等 6. 福祉ホーム	7. その他	4. 社員寮等 8. 不明
別表 4	1. 家庭（親・きょうだいと同居） 4. 社員寮・住み込み等 7. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等（主に単身） 5. 知的障害者福祉ホーム 8. その他・不明	3. グループホーム・生活寮等 6. 施設入所支援		
別表 5	1. 家庭 4. グループホーム（認知症対応） 7. 介護療養型医療施設	2. アパート 5. 特別養護老人ホーム 8. その他	3. グループホーム（障害福祉） 6. 介護老人保健施設		
別表 6	1. 要支援 1 5. 要介護 3	2. 要支援 2 6. 要介護 4	3. 要介護 1 7. 要介護 5	4. 要介護 2	
別表 7	1. デイサービス・デイケア 4. 訪問看護	2. 訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス） 5. その他	3. 短期入所（ショートステイ） 6. 利用なし		
別表 8	1. 市町村等行政から65歳になったので移行指示があった 2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた 3. 本人の希望により	4. 家族の希望により	5. その他		
別表 9	1. 施設	2. 病院	3. 家庭	4. その他	

- 132 -

〔障害児入所施設（福祉型・医療型）専門項目〕以下より障害児入所施設（福祉型・医療型）のみご回答ください

[23] 設置・経営主体（※）		☐ 1. 公立公営（ ☐ 7. 直営 ☐ 1. 事業団 ☐ 9. 事務組合） ☐ 2. 公立民営 ☐ 3. 民立民営																	
(※)公立公営施設で指定管理者制度の場合は、受託が民間法人の場合は公立民営とする。また、民間移管により社会福祉法人に運営主体が完全に移行したものは民立民営とする。																			
[24] 経過的障害者支援施設		☐ 1. 指定を受けている ☐ 2. 指定を受けていない																	
[25] 在籍児の出身エリア		1. 都道府県の数（ ）都道府県										2. 区市町村の数（ ）か所							
		3. 措置・契約支給決定している児童相談所の数（ ）か所																	
[26] 在籍児（措置・契約）の入所時の年齢（令和5年6月1日現在の在籍児）																			
年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	計	
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
[27] 令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の新規入所児童の年齢別状況（年齢は入所時の年齢）																			
		5歳以下				6～11歳				12～14歳				15～17歳				計	
措置		人				人				人				人				人	
契約		人				人				人				人				人	
[28] 一時保護が必要とされた児童の受け入れ状況																			
☐ 1. 一時保護委託を受けている ☐ 2. 委託を受けていない																			
委託を受けている場合、令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）に受け入れた児童																人			
[29] 入所理由（令和5年6月1日現在の在籍児）																			
※1. 理由が重複する場合は、それぞれの欄に数値を計上。入所理由の判断は、児童相談所の児童票のほかに家族との面談等により判断し、主たる要因とそれに付随する要因に分けて計上のこと。 ※2. 令和4年度入所児の欄は、令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）に新規入所した人についてのみ計上のこと。																			
内 容		在籍児・者全員								うち令和3年度入所児									
		主たる要因				付随する要因				主たる要因				付随する要因					
		措置		契約		措置		契約		措置		契約		措置		契約			
家庭の状況等	1. 親の離婚・死別	人		人		人		人		人		人		人		人		人	
	2. 家庭の経済的理由	人		人		人		人		人		人		人		人		人	
	3. 保護者の疾病・出産等	人		人		人		人		人		人		人		人		人	
	4. 保護者の養育力不足	人		人		人		人		人		人		人		人		人	
	5. 虐待・養育放棄	人		人		人		人		人		人		人		人		人	
	6. きょうだい等家族関係	人		人		人		人		人		人		人		人		人	
	7. 住宅事情・地域でのトラブル	人		人		人		人		人		人		人		人		人	
本人の状況等	1. ADL・生活習慣の確立	人		人		人		人		人		人		人		人		人	
	2. 医療的ケア	人		人		人		人		人		人		人		人		人	
	3. 行動上の課題改善	人		人		人		人		人		人		人		人		人	
	4. 学校での不適応・不登校	人		人		人		人		人		人		人		人		人	
	5. 学校就学・通学のため	人		人		人		人		人		人		人		人		人	
	6. その他	人		人		人		人		人		人		人		人		人	

[30]虐待による入所児の状況													
① 令和4年度の新規入所児童のうち虐待による入所児童（児童票や家庭での生活実態等から虐待と判断できるケースも含む）													
		被虐待児						うち児童相談所から認定					
男		人						人					
女		人						人					
②虐待及びその恐れがあると判断される上記の入所児童のうち、契約で入所しているケース												人	
② 虐待の内容（※重複計上可）													
令和4年度入所		1. 身体的虐待		2. 性的虐待		3. ネグレクト		4. 心理的虐待		計			
男		人		人		人		人		人			
女		人		人		人		人		人			
計		人		人		人		人		人			
④ 令和5年6月1日現在 被虐待児受入加算を受けている人数												人	
⑤上記のほかに被虐待児受入加算を受けたことがある児童の人数												人	
[31]在籍児の就学・就園の状況（令和5年6月1日現在）													
①就学前児童の状況（活動形態）							②義務教育年齢の児童の状況（就学形態）						
1. 幼稚園への通園		人					1. 訪問教育		人				
2. 保育所に通所		人					2. 施設内分校・分教室		人				
3. 児童発達支援事業等療育機関		人					3. 特別支援学校小・中学部		人				
4. 園内訓練		人					4. 小中学校の特別支援学級		人				
5. その他		人					5. 小中学校の普通学級		人				
計		人					計		人				
③義務教育修了後の児童の状況（就学・活動形態）													
1. 訪問教育		人					4. 高等特別支援学校		人				
2. 施設内分校・分教室		人					5. 特別支援学校専攻科		人				
3. 特別支援学校高等部		人					6. 一般高校		人				
計							人						
④就学学年（令和5年6月1日現在）													
小1	2	3	4	5	6	中1	2	3	高1	2	3	計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
[32]家庭の状況（令和5年6月1日在籍児童）※人数は兄弟姉妹の場合も各々カウント													
家庭の状況			人数			その内措置人数							
1. 両親世帯			人			人							
2. 母子世帯			人			人							
3. 父子世帯			人			人							
4. きょうだいのみ世帯			人			人							
5. 祖父母・親戚が保護者として対応の世帯			人			人							
6. その他			人			人							
計			人			人							
7. 兄弟姉妹で入所			世帯			世帯							
			人			人							

[33] 帰省の状況（令和4年度実績）									
	1. 週末(隔週)ごとに帰省		2. 月に1回程度		3. 年に1～2回程度		4. 帰省なし		
措置	人		人		人		人		
契約	人		人		人		人		
「4. 帰省なし」の児童が帰省できない理由（主な理由）									
1. 家族がいない							人		
2. 地理的条件で困難							人		
3. 本人の事情で帰らない							人		
4. 家庭状況から帰せない							人		
5. その他（理由 _____）							人		
[34] 面会等訪問の状況（令和4年度実績）									
1. 家族の訪問なし							人		
2. 週末（隔週）ごとに家族が訪問							人		
3. 月に1回程度家族が訪問							人		
4. 年に1～2回程度家族が訪問							人		
5. 職員が引率して家庭で面会							人		
6. 面会の制限が必要な児童							人		
計							人		
[35] 退所児・者の状況									
①令和4年度の退所児・者数									
	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳以上	計
措置	人	人	人	人	人	人	人	人	人
契約	人	人	人	人	人	人	人	人	人
②令和4年度に契約児童で利用料等滞納のまま退所した児・者数 _____ 人									
③令和4年度に退所した児童のフォローアップ ※進路先への引継ぎ訪問、家庭訪問等を含む									
☐ 1. 実施した _____ 人 _____ 回 ☐ 2. 実施していない									
[36] 障害の状況（令和5年6月1日現在）									
①重度加算認定数			措置費		人		施設給付費（契約）		人
②強度行動障害加算認定数			措置		人		契約		人
③重度重複障害加算認定数			措置		人		契約		人
④行動上の困難さの状況 ※重複計上可									
行動特性		月1回程度	週1回以上	行動特性		月1回程度	週1回以上		
1. 強いこだわり		人	人	10. 盗癖		人	人		
2. 自傷行為		人	人	11. 性的問題		人	人		
3. 他傷、他害		人	人	12. 異食・過食・反すう・多飲水		人	人		
4. 奇声・著しい騒がしさ		人	人	13. 不潔行為（弄便・唾遊び等）		人	人		
5. 無断外出		人	人	14. 弄火		人	人		
6. 器物破損等激しい破壊行為		人	人	15. 睡眠の乱れ		人	人		
7. 多動・飛び出し行為		人	人	16. 緘黙		人	人		
8. 寡動・行動停止		人	人	17. その他		人	人		
9. 徘徊・放浪		人	人						

[37]服薬の状況（令和5年6月1日現在で服薬している人数：重複計上可）				
① 服薬の内容				
抗精神薬	1. 抗てんかん薬	2. 抗精神薬・抗不安薬	3. 睡眠薬	
	人	人	人	
慢性疾患 (1ヶ月以上服用している場合)	1. 心臓疾患	2. 腎臓疾患	3. 糖尿病	
	人	人	人	
	4. 喘息	5. 貧血	6. その他	
	人	人	人	
② 受診形態と受診科目の状況（令和4年度実績）				
受診科目		実人数	延べ回数	
1. 精神科・脳神経外科		人	回	
2. 小児科・内科		人	回	
3. 外科・整形外科		人	回	
4. 歯科		人	回	
5. その他		人	回	
合計		人	回	
[38]入院の状況 ※該当する番号の□にレ点を記入				
①令和4年度の入院				
□1. 入院あり（_____人 延べ日数_____日（うち付添日数_____日）		□2. ない		
②健康保険の資格停止・無保険（契約児）				
□1. いる（令和4年度延べ_____人 令和5年6月1日現在_____人）		□2. ない		
③ 経済的負担で通院を見合わせた事例（令和4年度～現在まで）				
□1. ある（_____人 延べ_____回）		□2. ない		
④ 医療費の支払いの滞納事例（令和5年5月末現在）				
□1. いる（_____人 延べ_____円）		□2. ない		
[39]施設建物の形態				
※該当する番号の□にレ点を記入				
※生活単位とは入所児と固定されたスタッフを中心に、衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり、環境・構造的にも独立した形態をもつ単位とする。				
□1. 居住棟一体型（多層構造や渡り廊下等で連なっている構造も含む）				
□2. 居住棟分離型（構造上は一体型であるが、出入口や仕切り等を設け、生活単位を分けて使用している構造）				
□3. 居住棟分棟型（生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造）				
□4. 居住棟分離・分棟併用型（敷地内に上記2、3を合わせて設けている構造）				
□5. 敷地外に生活の場を設けている(自活訓練も含む)				
⇒SQ（_____）か所、その場合、食事は(□1. 本体施設から配食 □2. 自前調理 □3. 配食+自前調理)				
[40]スペースと生活援助スタッフの構成				
※生活単位の規模別の状況を下表に計上のこと。なお、上記設問[39]施設建物の形態について「□1. 居住棟一体型」を選択した施設は、独立した援助（活動）単位を生活単位に置き換えて計上のこと。				
※専任スタッフ数は、規模別に複数の単位がある場合はその合計数を計上のこと。				
生活単位規模	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16人規模以上
1. 生活単位の設置数				
2. その専任スタッフ数（人）				

[41] 「自活訓練事業」及び準じた取り組み(令和5年6月1日現在) ※該当する番号の口にレ点を記入									
□1. 実施している		□2. 今後実施する予定							
自活訓練加算対象		措置_____人		契約_____人		加算対象外(独自の事業)_____人			
[42] 障害児等療育支援事業(都道府県の地域生活支援事業による事業等)及び療育相談事業等									
□1. 実施している		□2. 法人内の他施設が実施している				□3. 実施していない			
実施している場合、事業内容別に令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)の実施件数等									
①訪問療育等指導事業						件			
②外来療育等相談事業						件			
③施設支援事業				保育所・幼稚園		件			
				学校		件			
				作業所		件			
				その他		件			
[43] 日中一時支援事業の実施 ※該当する番号の口にレ点を記入									
□1. 実施している		□2. 実施していない							
実施の市区町村数		日中一時支援事業の令和4年度の実績(実施している事業所のみ)(令和4年4月1日～令和5年3月31日)							
市区町村		実人員				延べ人数			
		人				人			
[44] 福祉教育等の事業の実施 ※該当する番号の口にレ点を記入									
□1. 実施している		□2. 実施していない							
⇒SQ 令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)の受入れ									
①小・中・高校生のボランティア・体験実習						人			
②民間ボランティア						人			
③学校教員・教職免許の体験実習						人			
④単位実習				保育士		人			
				社会福祉士・主事		人			
⑤施設職員の現任訓練						人			
⑥上記以外の受入れ(具体的内容)()						人			
[45] 地域との交流 ※該当の全ての口にレ点を記入									
□1. 入所児の地域行事・地域活動等への参加					□6. 施設と地域が共同で防災・防犯訓練を実施				
□2. 地域住民の施設行事への参加					□7. 子育てや障害に関する相談会・講演会の実施				
□3. 施設と地域との共催行事の実施					□8. 施設設備の開放や備品の貸し出し				
□4. 地域住民をボランティアとして受け入れ					□9. その他()				
□5. 地域の学校等との交流									
[46] 児童と直接支援職員の比率(令和5年6月1日現在)									
※直接支援職員とは児童指導員・保育士・各種療法士をさし、非常勤の場合は、0.5人と数える。									
但し、それらの職種でも外来療育や巡回相談等入所児童以外を対象とした業務に専従している職員は除く。									
※小数第2位以下を四捨五入すること									
①定員との比率	定 員	人	÷	直接支援職員数	人	=	.		
②在籍児童数との比率	在籍児童数	人	÷	直接支援職員数	人	=	.		

[47]施設の運営費															
①現行の加算 ※該当の全ての□にレ点を記入															
	□1. 児童指導員等加配加算				□10. 入院時特別支援加算										
	□2. 職業指導員加算				□11. 地域移行加算										
	□3. 重度障害児支援加算				□12. 栄養士配置加算										
	□4. 重度重複障害児加算				□13. 栄養マネジメント加算										
	□5. 強度行動障害児特別支援加算				□14. 小規模グループケア加算										
	□6. 心理担当職員配置加算				□15. 小規模グループケア加算（サテライト型）										
	□7. 看護職員配置加算				□16. ソーシャルワーカー配置加算										
	□8. 入院・外泊時加算				□17. 乳幼児加算										
	□9. 自活訓練加算														
②自治体の加算措置 ※公立施設は、国措置費・給付費を超えた運営費の場合は「ある」を選択															
1. 職員配置等の事務費の補助				□a. ある		□b. ない									
2. 事業費に対する加算措置				□a. ある		□b. ない									
[48]在所延長規定の廃止に伴う今後の児童施設としての計画 ※該当する番号の□にレ点を記入															
①今後の対応の方針															
□1. 児童施設として維持			□2. 障害者支援施設を併設			□3. 障害者支援施設に転換									
②児童施設の定員															
□1. 現行定員を維持する			□2. 定員を削減する			⇒削減数 _____人									
③障害種別の一元化に際し、他の障害の受入れに伴う設備・構造															
□1. 身体障害の車椅子対応			⇒ □a. 現状で可能		□b. 改築等が必要		□c. 受入れ困難								
□2. 盲・ろうあ児の受入れ			⇒ □a. 現状で可能		□b. 改築等が必要		□c. 受入れ困難								
[49]在所延長している児童の今後の見通し(本人の能力等からみて)															
1. 家庭引き取り		人													
2. 単身生活		人													
3. 障害者支援施設の対象		人		⇒うち令和5年度末までに移行が可能な人			人								
4. グループホームの対象		人		⇒うち令和5年度末までに移行が可能な人			人								
[50]児童相談所との関係 ※該当する番号の□にレ点を記入															
①児童福祉司等の訪問		□1. 令和4年度に訪問があった ⇒児童相談所数_____か所_____回 □2. 児童福祉司等の訪問はない													
②児童相談所との連携		□1. 県単位で児童相談所と施設の定期協議を行っている □2. 定期的に児童相談所を訪問して協議を行っている □3. 不定期であるが児童相談所を訪問して協議を行っている □4. 特に行っていない													
③措置児童の18歳以降の対応		□1. 18歳到達日以降の措置延長は原則として認められない □2. 高校（高等部）卒業までは措置延長が認められるが、それ以降は認められない □3. 高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの措置延長が認められる													
④契約児童の18歳以降の対応		□1. 18歳到達日以降の支給期間の延長は原則として認められない □2. 高校（高等部）卒業までは支給期間の延長が認められるが、それ以降は認められない □3. 高校（高等部）卒業以降も、事情により20歳までの支給期間の延長が認められる □4. 20歳以降も事情により支給期間の延長が認められる													
[51]利用者負担金の未収状況等															
令和4年度の未収分		人		総額		円		うち令和3年度以前の未収分		人		総額		円	
[52]令和4年度の苦情受付の件数															
件		その内容		1. 施設運営に関すること		件		2. 生活支援に関すること		件		3. その他		件	
[53]第三者委員等との相談の頻度 ※該当する番号の□にレ点を記入															
□1. 月1回程度		□2. 学期に1回程度		□3. 年に1回程度		□4. 相談の機会はない									

ご協力いただき誠にありがとうございます